

(別紙6)

更正等の根拠と適法性 (被告の主張)

第1 原告P1

1 原告P1更正処分の根拠 (原告P1の平成19年分の所得税に係る納付すべき税額等)

(1) 総所得金額 1億0904万5383円

上記金額は、次のアの不動産所得の金額、イの給与所得の金額及びウの雑所得の金額と、エの長期譲渡所得の金額の2分の1に相当する金額3128万3815円 (甲Bイ2の2枚目「更正後の額」欄の「総合長期譲渡所得」④欄参照) との合計額である (所得税法22条2項)。

ア 不動産所得の金額 148万6517円

上記金額は、次の(ア)の原告P1の出資割合に応じた本件手数料免除益の額及び(イ)のその他の不動産所得の金額との合計額である。

(ア) 原告P1の出資割合に応じた本件手数料免除益の額

124万9588円

上記金額は、本件組合が本件業務執行者から本件手数料免除行為を受けたことによって生じた本件手数料免除益のうち、原告P1の出資割合に応じた部分の金額であり、その全てが原告P1の平成19年分の不動産所得に係る総収入金額に算入すべき金額に該当する。

(イ) その他の不動産所得の金額 23万6929円

上記金額は、本件組合の営む本件航空機の賃貸業務に係る賃貸料収入のうち原告P1の出資割合に応じた部分の金額207万9090円から、当該賃貸料収入に係る為替差損12万6218円、支払手数料4万4354円、支払利息127万5482円及び減価償却費29万6107円を差し引いた上で、租税特別措置法25条の2第1項1号に規定する青色申告特別控除額10万円を控除した後の残額である (甲Bイ3の

1 3 枚目「1 不動産所得の金額」欄参照)。

イ 給与所得の金額 3 3 9 2 万 5 0 0 0 円

上記金額は、原告 P 1 が確定申告書に記載した給与所得の金額と同額である(甲 B イ 2 の 2 枚目「更正前の額」欄の「給与所得」②欄参照)。

ウ 雑所得の金額 4 2 3 5 万 0 0 5 1 円

上記金額は、次の(ア)の原告 P 1 の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額及び(イ)の為替差益の額との合計額である。

(ア) 原告 P 1 の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額

3 8 7 4 万 8 5 3 8 円

上記金額は、本件組合が本件融資銀行から本件ローン債務免除行為を受けたことによって生じた本件ローン債務免除益のうち、原告 P 1 の出資割合に応じた部分の金額であり、その全てが原告 P 1 の平成 1 9 年分の雑所得に係る総収入金額に算入すべき金額に該当する。

(イ) 為替差益の額 3 6 0 万 1 5 1 3 円

上記金額は、本件航空機の売却日における借入金及び未払金の残高に係る同日の為替レートを基礎として算定された為替差益のうち、原告 P 1 の出資割合に応じた部分の金額である(甲 B イ 1 の 1 2 枚目「※ 2」の「為替差益」欄及び同 3 の 9 枚目「※ 1」参照)。

エ 長期譲渡所得の金額 6 2 5 6 万 7 6 3 0 円

上記金額は、所得税法 3 3 条 3 項の規定に従って、次の(ア)の総収入金額から、次の(イ)の取得費及び譲渡費用の額を差し引いた残額から、同条 4 項に規定する譲渡所得の特別控除額 5 0 万円を控除した金額(同法 2 2 条 2 項 2 号による 2 分の 1 相当額算定前のもの)である。

(ア) 総収入金額 1 億 2 3 8 1 万 3 9 7 7 円

上記金額は、本件航空機の売却に係る収入金額のうち原告 P 1 の出資割合に応じた部分の金額 9 1 8 1 万 3 9 7 7 円と、原告 P 1 が平成 1 9

年中に行った船舶の売却に係る収入金額 3 2 0 0 万円との合計額である  
(甲 B イ 3 の 1 3 枚目「4 (1)」参照)。

(イ) 取得費及び譲渡費用の額 6 0 7 4 万 6 3 4 7 円

上記金額は、本件航空機の取得費(未償却残高) 1 5 5 7 万 7 9 2 1 円、弁護士費用 2 3 万 9 7 1 8 円及び売却調整金 5 8 万 5 0 8 9 円並びに上記(ア)の船舶の取得費(未償却残高) 4 4 3 4 万 3 6 1 9 円の合計額である(甲 B イ 3 の 1 3 及び 1 4 枚目の「4 (2)」参照)。

(2) 所得控除の額の合計額 1 5 2 万 5 8 3 4 円

上記金額は、原告 P 1 が確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である(甲 B イ 2 の 2 枚目「更正前の額」欄の「所得控除額の計」⑱欄参照)。

(3) 課税される所得金額(課税総所得金額) 1 億 0 7 5 1 万 9 0 0 0 円

上記金額は、上記(1)の総所得金額 1 億 0 9 0 4 万 5 3 8 3 円から上記(2)の所得控除の額の合計額 1 5 2 万 5 8 3 4 円を控除した後の金額(国税通則法 1 1 8 条 1 項の規定により 1 0 0 0 円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

(4) 納付すべき税額 3 0 1 9 万 1 3 0 0 円

上記金額は、次のアの算出税額から、イの源泉徴収税額を差し引いた後の金額(国税通則法 1 1 9 条 1 項の規定により 1 0 0 円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

ア 算出税額 4 0 2 1 万 1 6 0 0 円

上記金額は、上記(3)の課税総所得金額 1 億 0 7 5 1 万 9 0 0 0 円に所得税法(平成 2 5 年法律第 5 号による改正前のもの) 8 9 条 1 項の税率を乗じて算出した金額である。

イ 源泉徴収税額 1 0 0 2 万 0 2 9 0 円

上記金額は、原告 P 1 が確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額であ

る（甲Bイ2の2枚目「更正前の額」欄の「源泉徴収税額」⑳欄参照）。

## 2 原告P1更正処分の適法性

原告P1の平成19年分の所得税に係る納付すべき税額は、上記1(4)で述べたとおり3019万1300円であるところ、当該金額は、原告P1更正処分における納付すべき税額（甲Bイ2の2枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」㉑欄参照）と同額であるから、原告P1更正処分は適法である。

## 3 原告P1賦課決定処分の根拠

上記2のとおり、原告P1更正処分は適法であるところ、原告P1が原告P1更正処分により新たに納付すべきこととなった税額1660万8800円（甲Bイ2の1枚目「本税の額」欄参照）については、その計算の基礎となった事実のうち原告P1更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する「正当な理由」があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告P1更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、同条1項の規定に基づき、原告P1更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額1660万円（同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に、100分の10の割合を乗じて算出した金額166万円である。

## 4 原告P1賦課決定処分の適法性

原告P1の平成19年分の所得税に係る過少申告加算税の額は、上記3のとおり166万円であるところ、当該金額は、原告P1賦課決定処分における過少申告加算税の額（甲Bイ2の1枚目「過少申告加算税」欄参照）と同額であるから、原告P1課決定処分は適法である。

## 第2 原告P2

### 1 原告P2更正処分の根拠（原告P2の平成19年分の所得税に係る納付すべき税額等）

(1) 総所得金額 8324万4912円

上記金額は、次のアの事業所得の金額（損失の額）をイの不動産所得の金額及びウの雑所得の金額と損益通算（所得税法69条1項及び同法施行令198条）した後の金額と、エの長期譲渡所得の金額の2分の1に相当する金額3794万1272円（甲Bロ2の3枚目「更正前の額」欄の「総合長期譲渡所得」④欄参照）との合計額である（同法22条2項）。

ア 事業所得の金額 △58万9636円

上記金額は、原告P2が確定申告書に記載した事業所得の金額と同額である（甲Bロ2の3枚目「更正前の額」欄の「事業所得」①欄参照）。なお、金額の前の△は、損失の額を表す。

イ 不動産所得の金額 178万0127円

上記金額は、次の(ア)の原告P2の出資割合に応じた本件手数料免除益の額及び(イ)のその他の不動産所得の金額の合計額である。

(ア) 原告P2の出資割合に応じた本件手数料免除益の額

124万9588円

上記金額は、本件組合が本件業務執行者から本件手数料免除行為を受けたことによって生じた本件手数料免除益のうち、原告P2の出資割合に応じた部分の金額であり、その全てが原告P2の平成19年分の不動産所得に係る総収入金額に算入すべき金額に該当する。

(イ) その他の不動産所得の金額 53万0539円

上記金額は、原告P2が確定申告書に記載した不動産所得の金額と同額であり（甲Bロ2の3枚目「更正前の額」欄の「不動産所得」②欄参照）、この不動産所得には、本件組合による本件航空機の貸付けに係る所得が含まれている。

ウ 雑所得の金額 4411万3149円

上記金額は、次の(ア)の原告P2の出資割合に応じた本件ローン債務免

除益の額及び(イ)のその他の雑所得の金額の合計額である。

(ア) 原告P2の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額

3874万8538円

上記金額は、本件組合が本件融資銀行から本件ローン債務免除行為を受けたことによって生じた本件ローン債務免除益のうち、原告P2の出資割合に応じた部分の金額であり、その全てが原告P2の平成19年分の雑所得に係る総収入金額に算入すべき金額に該当する。

(イ) その他の雑所得の金額 536万4611円

上記金額は、原告P2が確定申告書に記載した雑所得の金額4536万2737円から、前記イ(ア)の原告P2の出資割合に応じた本件手数料免除益の額124万9588円及び上記(ア)の原告P2の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額3874万8538円を差し引いた後の金額である(甲Bロ4の1・18枚目「更正の請求」欄の「雑所得の金額」欄参照)。

エ 長期譲渡所得の金額 7588万2544円

上記金額は、原告P2が確定申告書に記載した長期譲渡所得の金額(所得税法22条2項2号による2分の1相当額算定前の金額)と同額であり、この長期譲渡所得には、本件組合の清算に当たってされた本件航空機の売却による所得が含まれている。

(2) 上場株式等の譲渡所得等の金額 493万7493円

上記金額は、原告P2が確定申告書に記載した株式等の譲渡所得等の金額と同額である(甲Bロ2の3枚目「更正前の額」欄の「上場株式等所得」⑦欄参照)。

(3) 先物取引に係る雑所得等の金額 0円

上記金額は、原告P2が確定申告書に記載した金額と同額である(甲Bロ2の3枚目「更正前の額」欄の「先物取引所得」⑧欄参照)。

(4) 所得控除の額の合計額 92万6004円

上記金額は、次のアの社会保険料控除の額及びイのその他の所得控除の額の合計額である。

ア 社会保険料控除の額 45万8600円

上記金額は、原告P2が更正の請求に係る請求書に記載した社会保険料控除の金額と同額である（甲Bロ2の3枚目「更正後の額」欄の「社会保険料控除」⑩欄参照）。

イ その他の所得控除の額 46万7404円

上記金額は、原告P2が確定申告書に記載した生命保険料控除の額5万円、地震保険料控除の額3万7404円及び基礎控除の額38万円の合計額である。

(5) 課税される所得金額

ア 課税総所得金額 8231万8000円

上記金額は、上記(1)の総所得金額8324万4912円から上記(4)の所得控除の額の合計額92万6004円を控除した後の金額（国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

イ 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 493万7000円

上記金額は、上記(2)の上場株式等の譲渡所得等の金額493万7493円から国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

ウ 先物取引に係る課税雑所得等の金額 0円

上記金額は、上記(3)の先物取引に係る雑所得等の金額が0円であることから0円となる。

(6) 納付すべき税額 2914万5000円

上記金額は、次のアの算出税額からイの源泉徴収税額を差し引いた後の金

額（国税通則法 119 条 1 項の規定により 100 円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

ア 算出税額 3047万6790円

上記金額は、次の(ア)の課税総所得金額に対する税額及び(イ)の上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額の合計額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 3013万1200円

上記金額は、前記(5)アの課税総所得金額 8231万8000円に所得税法（平成 25 年法律第 5 号による改正前のもの）89 条 1 項の税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額

34万5590円

上記金額は、前記(5)イの上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 493万7000円に租税特別措置法 37 条の 11 第 1 項に規定する税率（7%）を乗じて算出した金額である。

(ウ) 先物取引に係る課税雑所得等の金額に対する税額 0円

上記金額は、前記(5)ウの先物取引に係る課税雑所得等の金額が 0 円であることから 0 円となる。

イ 源泉徴収税額 133万1712円

上記金額は、原告 P 2 が確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である（甲 B ロ 2 の 3 枚目「更正前の額」欄の「源泉徴収税額」③欄参照）。

## 2 原告 P 2 更正処分の適法性

原告 P 2 の平成 19 年分の所得税に係る納付すべき税額は、上記 1 (6) で述べたとおり 2914万5000円であるところ、当該金額は、原告 P 2 更正処分における納付すべき税額（甲 B ロ 2 の 3 枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」③欄参照）と同額であるから、原告 P 2 更正処分は適法である。

## 第 3 原告 P 3

1 原告P3通知処分の根拠（原告P3の平成19年分の所得税に係る納付すべき税額等）

(1) 総所得金額 8211万3169円

上記金額は、次のアの不動産所得の金額及びイの雑所得の金額と、ウの長期譲渡所得の金額の2分の1に相当する金額3811万2860円の合計額である（所得税法22条2項）。

ア 不動産所得の金額 165万0258円

上記金額は、次の(ア)の原告P3の出資割合に応じた本件手数料免除益の額及び(イ)のその他の不動産所得の金額の合計額である。

(ア) 原告P3の出資割合に応じた本件手数料免除益の額

124万9588円

上記金額は、本件組合が本件業務執行者から本件手数料免除行為を受けたことによって生じた本件手数料免除益のうち、原告P3の出資割合に応じた部分の金額であり、その全てが原告P3の平成19年分の不動産所得に係る総収入金額に算入すべき金額に該当する。

(イ) その他の不動産所得の金額 40万0670円

上記金額は、原告P3が確定申告書に記載した不動産所得の金額と同額であり、この不動産所得は、本件組合による本件航空機の貸付けに係る所得である。

イ 雑所得の金額 4235万0051円

上記金額は、次の(ア)の原告P3の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額と及び(イ)の為替差益の額との合計額である。

(ア) 原告P3の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額

3874万8538円

上記金額は、本件組合が本件融資銀行から本件ローン債務免除行為を受けたことによって生じた本件ローン債務免除益のうち、原告P3の出

資割合に応じた部分の金額であり、その全てが原告P3の平成19年分の雑所得に係る総収入金額に算入すべき金額に該当する。

(イ) 為替差益の額 360万1513円

上記金額は、本件航空機の売却日における借入金及び未払金の残高に係る同日の為替レートを基礎として算定された為替差益のうち、原告P3の出資割合に応じた部分の金額である（甲Bハ1の12枚目「※2」の「為替差益」欄及び甲Bハ3の9枚目「※1」参照）。

ウ 長期譲渡所得の金額 7622万5721円

上記金額は、原告P3が確定申告書に記載した長期譲渡所得の金額（所得税法22条2項2号による2分の1相当額算定前の金額）と同額であり、この長期譲渡所得は、本件組合の清算に当たってされた本件航空機の売却による所得である。

(2) 上場株式等の譲渡所得等の金額 387万7910円

上記金額は、原告P3が確定申告書に記載した株式等の譲渡所得等の金額と同額である。

(3) 所得控除の額の合計額 218万5816円

上記金額は、原告P3が確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である。

(4) 課税される所得金額

ア 課税総所得金額 7992万7000円

上記金額は、上記(1)の総所得金額8211万3169円から上記(3)の所得控除の額の合計額218万5816円を控除した後の金額（国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

イ 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 387万7000円

上記金額は、上記(2)の上場株式等の譲渡所得等の金額387万7910

円から、国税通則法 118 条 1 項の規定により 1000 円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(5) 納付すべき税額 2944 万 6100 円

上記金額は、次のアの課税総所得金額に対する税額及びイの上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額の合計額（国税通則法 119 条 1 項の規定により 100 円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

ア 課税総所得金額に対する税額 2917 万 4800 円

上記金額は、前記(4)アの課税総所得金額 7992 万 7000 円に所得税法（平成 25 年法律第 5 号による改正前のもの）89 条 1 項の税率を乗じて算出した金額である。

イ 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額

27 万 1390 円

上記金額は、前記(4)イの上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 387 万 7000 円に租税特別措置法 37 条の 11 第 1 項に規定する税率（7%）を乗じて算出した金額である。

## 2 原告 P 3 通知処分 of 適法性

原告 P 3 の平成 19 年分の所得税に係る納付すべき税額は、上記 1 (5) で述べたとおり 2944 万 6100 円であるところ、当該金額は、原告 P 3 確定申告における納付すべき税額と同額であるから、原告 P 3 通知処分は適法である。

## 第 4 原告 P 4

### 1 原告 P 4 更正処分の根拠（原告 P 4 の平成 19 年分の所得税に係る納付すべき税額等）

(1) 総所得金額 3 億 9168 万 5567 円

上記金額は、次のアの事業所得の金額、イの不動産所得の金額及びウの雑所得の金額と、エの長期譲渡所得の金額の 2 分の 1 に相当する金額 7647 万 8704 円（甲 B = 2 の 2 枚目「更正前の額」欄の「総合譲渡所得」

④欄参照)との合計額である(所得税法22条2項)。

ア 事業所得の金額 2億2753万8540円

上記金額は、原告P4が確定申告書に記載した事業所得の金額と同額である(甲Bニ2の2枚目「更正前の額」欄の「事業所得」①欄参照)。

イ 不動産所得の金額 285万0510円

上記金額は、次の(ア)の原告P4の出資割合に応じた本件手数料免除益の額及び(イ)のその他の不動産所得の金額の合計額である。

(ア) 原告P4の出資割合に応じた本件手数料免除益の額

249万9176円

上記金額は、本件組合が本件業務執行者から本件手数料免除行為を受けたことによって生じた本件手数料免除益のうち、原告P4の出資割合に応じた部分の金額であり、その全てが原告P4の平成19年分の不動産所得に係る総収入金額に算入すべき金額に該当する。

(イ) その他の不動産所得の金額 35万1334円

上記金額は、原告P4が確定申告書に記載した不動産所得の金額と同額であり(甲Bニ2の2枚目「更正前の額」欄の「不動産所得」②欄参照)、この不動産所得の金額は、本件組合による本件航空機の貸付けに係る所得である。

ウ 雑所得の金額 8481万7813円

上記金額は、次の(ア)の原告P4の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額及び(イ)のその他の雑所得の金額の合計額である。

(ア) 原告P4の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額

7749万7076円

上記金額は、本件組合が本件融資銀行から本件ローン債務免除行為を受けたことによって生じた本件ローン債務免除益のうち、原告P4の出資割合に応じた部分の金額であり、その全てが原告P4の平成1

9年分の雑所得に係る総収入金額に算入すべき金額に該当する。

(イ) その他の雑所得の金額 732万0737円

上記金額は、原告P4が確定申告書に記載した雑所得の金額と同額である（甲Bニ2の2枚目「更正前の額」欄の「雑所得」③欄参照）。

エ 長期譲渡所得の金額 1億5295万7409円

上記金額は、原告P4が確定申告書に記載した長期譲渡所得の金額（所得税法22条2項2号による2分の1相当額算定前の金額）と同額であり、この長期譲渡所得は、本件組合の清算に当たってされた本件航空機の売却による所得である。

オ 一時所得の金額 0円

原告P4は、確定申告書において、原告P4の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額7749万7076円及び原告P4の出資割合に応じた本件手数料免除益の額249万9176円の合計額7999万6252円を一時所得に係る総収入金額として申告しているが、原告P4の出資割合に応じた本件ローン債務免除益は雑所得に係る総収入金額に算入すべき金額に、原告P4の出資割合に応じた本件手数料免除益は不動産所得に係る総収入金額に算入すべき金額にそれぞれ該当するから、原告P4の一時所得の金額は0円となる。

(2) 所得控除の額の合計額 232万9515円

上記金額は、原告P4が確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である（甲Bニ2の2枚目「更正前の額」欄の「所得控除額の計」⑱欄参照）。

(3) 課税される所得金額（課税総所得金額） 3億8935万6000円

上記金額は、上記(1)の総所得金額3億9168万5567円から上記(2)の所得控除の額の合計額232万9515円を控除した後の金額（国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後

のもの) である。

(4) 納付すべき税額 9711万5900円

上記金額は、次のアの算出税額から、イの源泉徴収税額を差し引いた後の金額（国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）からウの予定納税額を差し引いた後の金額である。

ア 算出税額 1億5294万6400円

上記金額は、上記(3)の課税総所得金額3億8935万6000円に所得税法（平成25年法律第5号による改正前のもの）89条1項の税率を乗じて算出した金額である。

イ 源泉徴収税額 837万0815円

上記金額は、原告P4が確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である（甲Bニ2の2枚目「更正前の額」欄の「源泉徴収税額」<sup>㉔</sup>欄参照）。

ウ 予定納税額 4745万9600円

上記金額は、原告P4が確定申告書に記載した予定納税額（第1期分及び第2期分の合計額）と同額である（甲Bニ2の2枚目「更正前の額」欄の「予定納税額」<sup>㉕</sup><sup>㉖</sup>欄参照）。

## 2 原告P4更正処分の適法性

原告P4の平成19年分の所得税に係る納付すべき税額は、上記1(4)で述べたとおり9711万5900円であるところ、当該金額は、原告P4更正処分における納付すべき税額（甲Bニ2の2枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」<sup>㉗</sup>欄参照）と同額であるから、原告P4更正処分は適法である。

## 3 原告P4賦課決定処分の根拠

上記2のとおり、原告P4更正処分は適法であるところ、原告P4が原告P4更正処分により新たに納付すべきこととなった税額1609万9600円（甲Bニ2の1枚目「本税の額」欄参照）については、その計算の基礎となった事実のうちに原告P4更正処分前の税額の計算の基礎とされていなか

ったことについて国税通則法65条4項に規定する「正当な理由」があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告P4更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、同条1項の規定に基づき、原告P4が原告P4更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額1609万円（同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に、100分の10の割合を乗じて算出した金額160万9000円である。

#### 4 原告P4賦課決定処分の適法性

原告P4の平成19年分の所得税の過少申告加算税の額は、上記3のとおり160万9000円であるところ、当該金額は、原告P4賦課決定処分における過少申告加算税の額（甲Bニ2の1枚目「過少申告加算税」欄参照）と同額であるから、原告P4賦課決定処分は適法である。

#### 第5 原告P5

##### 1 原告P5更正処分の根拠（原告P5の平成19年分の所得税に係る納付すべき税額等）

(1) 総所得金額 1億4430万7501円

上記金額は、次のアの不動産所得の金額、イの給与所得の金額及びウの雑所得の金額と、エの長期譲渡所得の金額の2分の1に相当する金額3745万5624円（甲Bホ2の6枚目「更正前の額」欄の「総合長期譲渡所得」④欄参照）との合計額である（所得税法22条2項）。

ア 不動産所得の金額 3242万4954円

上記金額は、次の(ア)の原告P5の出資割合に応じた本件手数料免除益の額及び(イ)のその他の不動産所得の金額の合計額である。

(ア) 原告P5の出資割合に応じた本件手数料免除益の額

124万9588円

上記金額は、本件組合が本件業務執行者から本件手数料免除行為を受

けたことによって生じた本件手数料免除益のうち、原告P5の出資割合に応じた部分の金額であり、その全てが原告P5の平成19年分の不動産所得に係る総収入金額に算入すべき金額に該当する。

(イ) その他の不動産所得の金額 3117万5366円

上記金額は、原告P5が確定申告書に記載した不動産所得の金額と同額であり（甲Bホ2の6枚目「更正前の額」欄の「不動産所得」①欄参照）、この不動産所得には、本件組合による本件航空機の貸付けに係る所得の金額が含まれている。

イ 給与所得の金額 3174万0000円

上記金額は、原告P5が確定申告書に記載した給与所得の金額と同額である（甲Bホ2の6枚目「更正前の額」欄の「給与所得」②欄参照）。

ウ 雑所得の金額 4268万6923円

上記金額は、次の(ア)の原告P5の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額及び(イ)のその他の雑所得との金額の合計額である。

(ア) 原告P5の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額

3874万8538円

上記金額は、本件組合が本件融資銀行から本件ローン債務免除行為を受けたことによって生じた本件ローン債務免除益のうち、原告P5の出資割合に応じた部分の金額であり、その全てが原告P5の平成19年分の雑所得に係る総収入金額に算入すべき金額に該当する。

(イ) その他の雑所得の金額 393万8385円

上記金額は、原告P5が確定申告書に記載した雑所得の金額と同額である（甲Bホ2の6枚目「更正前の額」欄の「雑所得」③欄参照）。

エ 長期譲渡所得の金額 7491万1249円

上記金額は、原告P5が確定申告書に記載した長期譲渡所得の金額（所得税法22条2項2号による2分の1相当額算定前の金額）と同額であ

り、この長期譲渡所得は、本件組合の清算に当たってされた本件航空機の売却による所得である。

オ 一時所得の金額 0円

原告P5は、確定申告書において、原告P5の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額3874万8538円及び原告P5の出資割合に応じた本件手数料免除益の額124万9588円の合計額3999万8126円を一時所得に係る総収入金額として申告しているが、原告P5の出資割合に応じた本件ローン債務免除益は雑所得に係る総収入金額に算入すべき金額に、原告P5の出資割合に応じた本件手数料免除益は不動産所得に係る総収入金額に算入すべき金額にそれぞれ該当するから、原告P5の一時所得の金額は0円となる。

(2) 所得控除の額の合計額 482万7822円

上記金額は、原告P5が確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である（甲Bホ2の6枚目「更正前の額」欄の「所得控除額の計」⑱欄参照）。

(3) 課税される所得金額（課税総所得金額） 1億3947万9000円

上記金額は、上記(1)の総所得金額1億4430万7501円から上記(2)の所得控除の額の合計額482万7822円を控除した後の金額（国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(4) 納付すべき税額 4258万6600円

上記金額は、次のアの算出税額からイの源泉徴収税額を差し引いた後の金額（国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）からウの予定納税額を差し引いた後の金額である。

ア 算出税額 5299万5600円

上記金額は、上記(3)の課税総所得金額1億3947万9000円に所得

税法（平成25年法律第5号による改正前のもの）89条1項の税率を乗じて算出した金額である。

イ 源泉徴収税額 754万9800円

上記金額は、原告P5が確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である（甲Bホ2の6枚目「更正前の額」欄の「源泉徴収税額」③②欄参照）。

ウ 予定納税額 285万9200円

上記金額は、原告P5が確定申告書に記載した予定納税額（第1期分及び第2期分の合計額）と同額である（甲Bホ2の6枚目「更正前の額」欄の「予定納税額」③④⑤欄参照）。

## 2 原告P5更正処分の適法性

原告P5の平成19年分の所得税に係る納付すべき税額は、上記1(4)で述べたとおり4258万6600円であるところ、当該金額は、原告P5更正処分における納付すべき税額（甲Bホ2の6枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」③⑥欄参照）と同額であるから、原告P5更正処分は適法である。

## 3 原告P5賦課決定処分の根拠

上記2のとおり、原告P5更正処分は適法であるところ、原告P5が原告P5更正処分により新たに納付すべきこととなった税額809万9600円（甲Bホ2の1枚目「本税の額」欄参照）については、その計算の基礎となった事実のうち原告P5更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する「正当な理由」があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告P5更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、同条1項の規定に基づき、原告P5が原告P5更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額809万円（同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に、100分の10の割合を乗じて算出した金額80万9000円である。

#### 4 原告 P 5 賦課決定処分の適法性

原告 P 5 の平成 1 9 年分の所得税に係る過少申告加算税の額は、上記 3 のとおり 8 0 万 9 0 0 0 円であるところ、当該金額は、原告 P 5 賦課決定処分における過少申告加算税の額（甲 B ホ 2 の 1 枚目「過少申告加算税」欄参照）と同額であるから、原告 P 5 賦課決定処分は適法である。

#### 第 6 原告 P 6

##### 1 原告 P 6 更正処分の根拠（原告 P 6 の平成 1 9 年分の所得税に係る納付すべき税額等）

(1) 総所得金額 1 億 4 6 5 6 万 9 4 4 2 円

上記金額は、次のアの不動産所得の金額、イの給与所得の金額及びウの雑所得の金額と、エの長期譲渡所得の金額の 2 分の 1 に相当する金額 3 8 0 8 万 7 8 7 7 円（甲 B ヘ 2 の 5 枚目「更正前の額」欄の「総合譲渡・一時所得」④欄の金額 5 7 8 3 万 6 9 4 0 円のうち 3 8 0 8 万 7 8 7 7 円）との合計額である（所得税法 2 2 条 2 項）。

ア 不動産所得の金額 1 0 7 1 万 5 0 9 2 円

上記金額は、次の(ア)の原告 P 6 の出資割合に応じた本件手数料免除益の額及び(イ)のその他の不動産所得の金額の合計額である。

(ア) 原告 P 6 の出資割合に応じた本件手数料免除益の額

1 2 4 万 9 5 8 8 円

上記金額は、本件組合が本件業務執行者から本件手数料免除行為を受けたことによって生じた本件手数料免除益のうち、原告 P 6 の出資割合に応じた部分の金額であり、その全てが原告 P 6 の平成 1 9 年分の不動産所得に係る総収入金額に算入すべき金額に該当する。

(イ) その他の不動産所得の金額 9 4 6 万 5 5 0 4 円

上記金額は、原告 P 6 が確定申告書及び修正申告書に記載した不動産所得の金額と同額であり（甲 B ヘ 2 の 5 枚目「更正前の額」欄の「不動

産所得」①欄参照），この不動産所得には，本件組合による本件航空機の貸付けに係る所得が含まれている。

イ 給与所得の金額 3785万8000円

上記金額は，原告P6が確定申告書及び修正申告書に記載した給与所得の金額と同額である（甲Bへ2の5枚目「更正前の額」欄の「給与所得」②欄参照）。

ウ 雑所得の金額 5990万8473円

上記金額は，次の(ア)の原告P6の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額及び(イ)のその他の雑所得の金額の合計額である。

(ア) 原告P6の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額

3874万8538円

上記金額は，本件組合が本件融資銀行から本件ローン債務免除行為を受けたことによって生じた本件ローン債務免除益のうち，原告P6の出資割合に応じた部分の金額であり，その全てが原告P6の平成19年分の雑所得に係る総収入金額に算入すべき金額に該当する。

(イ) その他の雑所得の金額 2115万9935円

上記金額は，原告P6が確定申告書及び修正申告書に記載した雑所得の金額と同額である（甲Bへ2の5枚目「更正前の額」欄の「雑所得」③欄参照）。

エ 長期譲渡所得の金額 7617万5755円

上記金額は，原告P6が確定申告書及び修正申告書に記載した長期譲渡所得の金額(所得税法22条2項2号による2分の1相当額算定前の金額)と同額であり，この長期譲渡所得は，本件組合の清算に当たってされた本件航空機の売却による所得である。

オ 一時所得の金額 0円

原告P6は，確定申告書及び修正申告書において，原告P6の出資割合

に応じた本件ローン債務免除益の額 3 8 7 4 万 8 5 3 8 円及び原告 P 6 の出資割合に応じた本件手数料免除益の額 1 2 4 万 9 5 8 8 円の合計額 3 9 9 9 万 8 1 2 6 円を一時所得に係る総収入金額として申告しているが、原告 P 6 の出資割合に応じた本件ローン債務免除益は雑所得に係る総収入金額に算入すべき金額に、原告 P 6 の出資割合に応じた本件手数料免除益は不動産所得に係る総収入金額に算入すべき金額にそれぞれ該当するから、原告 P 6 の一時所得の金額は 0 円となる。

(2) 上場株式等の譲渡所得等の金額 3 3 1 2 万 6 7 2 1 円

上記金額は、原告 P 6 が修正申告書に記載した株式等の譲渡所得等の金額と同額である（甲 B へ 2 の 5 枚目「更正前の額」欄の「分離課税株式等の譲渡所得」⑳欄参照）。

(3) 所得控除の額の合計額 2 9 8 万 3 1 6 5 円

上記金額は、原告 P 6 が確定申告書及び修正申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である（甲 B へ 2 の 5 枚目「更正前の額」欄の「所得控除額の計」⑱欄参照）。

(4) 課税される所得金額

ア 課税総所得金額 1 億 4 3 5 8 万 6 0 0 0 円

上記金額は、上記(1)の総所得金額 1 億 4 6 5 6 万 9 4 4 2 円から上記(3)の所得控除の額の合計額 2 9 8 万 3 1 6 5 円を控除した後の金額(国税通則法 1 1 8 条 1 項の規定により 1 0 0 0 円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

イ 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 3 3 1 2 万 6 0 0 0 円

上記金額は、上記(2)の上場株式等の譲渡所得等の金額 3 3 1 2 万 6 7 2 1 円から国税通則法 1 1 8 条 1 項の規定により 1 0 0 0 円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(5) 納付すべき税額 4 5 3 2 万 5 2 0 0 円

上記金額は、次のアの算出税額からイの源泉徴収税額を差し引いた後の金額（国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

ア 算出税額 5695万7220円

上記金額は、次の(ア)の課税総所得金額に対する税額及び(イ)の上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額の合計額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 5463万8400円

上記金額は、前記(4)アの課税総所得金額1億4358万6000円に所得税法（平成25年法律第5号による改正前のもの）89条1項の税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額

231万8820円

上記金額は、前記(4)イの上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額3312万6000円に租税特別措置法37条の11第1項に規定する税率（7%）を乗じて算出した金額である。

イ 源泉徴収税額 1163万1937円

上記金額は、原告P6が確定申告書及び修正申告書に記載した源泉徴収税額と同額である（甲Bへ2の5枚目「更正前の額」欄の「源泉徴収税額」③④欄参照）。

## 2 原告P6更正処分の適法性

原告P6の平成19年分の所得税に係る納付すべき税額は、上記1(5)で述べたとおり4532万5200円であるところ、当該金額は、原告P6更正処分における納付すべき税額（甲Bへ2の5枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」③⑧欄参照）と同額であるから、原告P6更正処分は適法である。

## 3 原告P6賦課決定処分の根拠

上記2のとおり、原告P6更正処分は適法であるところ、原告P6が原告P

6 更正処分により新たに納付すべきこととなった税額 809 万 9600 円（甲 B へ 2 の 1 枚目「本税の額」欄参照）については、その計算の基礎となった事実のうち原告 P 6 更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法 65 条 4 項に規定する「正当な理由」があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告 P 6 更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、同条 1 項の規定に基づき、原告 P 6 が原告 P 6 更正処分によって新たに納付すべきことになった税額 809 万円（同法 118 条 3 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に、100 分の 10 の割合を乗じて算出した金額 80 万 9000 円である。

#### 4 原告 P 6 賦課決定処分の適法性

原告 P 6 の平成 19 年分の所得税に係る過少申告加算税の額は、上記 3 のとおり 80 万 9000 円であるところ、当該金額は、原告 P 6 賦課決定処分における過少申告加算税の額（甲 B へ 2 の 1 枚目「過少申告加算税」欄参照）と同額であるから、原告 P 6 賦課決定処分は適法である。

### 第 7 原告 P 7

#### 1 原告 P 7 更正処分の根拠（原告 P 7 の平成 19 年分の所得税に係る納付すべき税額等）

(1) 総所得金額 1 億 8711 万 1226 円

上記金額は、次のアの不動産所得の金額及びイの雑所得の金額と、ウの長期譲渡所得の金額の 2 分の 1 に相当する金額 1 億 1770 万 0905 円（甲 B ト 2 の 2 枚目「更正前の額」欄の「総合長期譲渡所得」③欄参照）との合計額である（所得税法 22 条 2 項）。

ア 不動産所得の金額 545 万 0296 円

上記金額は、次の(ア)の原告 P 7 の出資割合に応じた本件手数料免除益の額及び(イ)のその他の不動産所得の金額の合計額である。

(ア) 原告P7の出資割合に応じた本件手数料免除益の額

212万4300円

上記金額は、本件組合が本件業務執行者から本件手数料免除行為を受けたことによって生じた本件手数料免除益のうち、原告P7の出資割合に応じた部分の金額であり、その全てが原告P7の平成19年分の不動産所得に係る総収入金額に算入すべき金額に該当する。

(イ) その他の不動産所得の金額 332万5996円

上記金額は、原告P7が確定申告書に記載した不動産所得の金額と同額であり（甲Bト2の2枚目「更正前の額」欄の「不動産所得」①欄参照）、この不動産所得は、本件組合による本件航空機の貸付けに係る所得である。

イ 雑所得の金額 6396万0025円

上記金額は、次の(ア)の原告P7の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額から(イ)のその他の雑所得の金額（損失の金額）を控除した金額である。

(ア) 原告P7の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額

6587万2514円

上記金額は、本件組合が本件融資銀行から本件ローン債務免除行為を受けたことによって生じた本件ローン債務免除益のうち、原告P7の出資割合に応じた部分の金額であり、その全てが原告P7の平成19年分の雑所得に係る総収入金額に算入すべき金額に該当する。

(イ) その他の雑所得の金額 △191万2489円

上記金額は、原告P7が確定申告書に記載した雑所得の金額と同額である。なお、金額の前の△は損失の金額を表す。

ウ 長期譲渡所得の金額 2億3540万1811円

上記金額は、原告P7が確定申告書に記載した長期譲渡所得の金額（所

得税法 22 条 2 項 2 号による 2 分の 1 相当額算定前の金額) と同額であり、この長期譲渡所得の金額には、本件組合の清算に当たってされた本件航空機の売却による所得の金額が含まれている。

エ 一時所得の金額 0 円

原告 P 7 は、確定申告書において、原告 P 7 の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額 6 5 8 7 万 2 5 1 4 円及び原告 P 7 の出資割合に応じた本件手数料免除益の額 2 1 2 万 4 3 0 0 円の合計額 6 7 9 9 万 6 8 1 4 円を一時所得に係る総収入金額として申告しているが、原告 P 7 の出資割合に応じた本件ローン債務免除益は雑所得に係る総収入金額に算入すべき金額に、原告 P 7 の出資割合に応じた本件手数料免除益は不動産所得に係る総収入金額に算入すべき金額にそれぞれ該当するから、原告 P 7 の一時所得の金額は 0 円となる。

(2) 所得控除の額の合計額 2 6 5 万 1 5 3 0 円

上記金額は、原告 P 7 が確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である（甲 B ト 2 の 2 枚目「更正前の額」欄の「所得控除額の計」⑱欄参照）。

(3) 課税される所得金額（課税総所得金額） 1 億 8 4 4 5 万 9 0 0 0 円

上記金額は、上記(1)の総所得金額 1 億 8 7 1 1 万 1 2 2 6 円から上記(2)の所得控除の額の合計額 2 6 5 万 1 5 3 0 円を控除した後の金額（国税通則法 1 1 8 条 1 項の規定により 1 0 0 0 円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(4) 納付すべき税額 7 0 9 8 万 7 6 0 0 円

上記金額は、上記(3)の課税総所得金額 1 億 8 4 4 5 万 9 0 0 0 円に所得税法（平成 2 5 年法律第 5 号による改正前のもの）8 9 条 1 項の税率を乗じて算出した金額である。

## 2 原告 P 7 更正処分の適法性

原告P7の平成19年分の所得税に係る納付すべき税額は、上記1(4)のとおり7098万7600円であるところ、当該金額は、原告P7更正処分における納付すべき税額（甲Bト2の2枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」③欄参照）と同額であるから、原告P7更正処分は適法である。

### 3 原告P7賦課決定処分の根拠

上記2のとおり、原告P7更正処分は適法であるところ、原告P7が原告P7更正処分により新たに納付すべきこととなった税額1293万4400円（甲Bト2の1枚目「本税の額」欄参照）については、その計算の基礎となった事実のうち原告P7更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて、国税通則法65条4項に規定する「正当な理由」があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告P7更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、同条1項の規定に基づき、原告P7が原告P7更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額1293万円（同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に、100分の10の割合を乗じて算出した金額129万3000円である。

### 4 原告P7賦課決定処分の適法性

原告P7の平成19年分の所得税に係る過少申告加算税の額は、上記3のとおり129万3000円であるところ、当該金額は、原告P7賦課決定処分における過少申告加算税の額（甲Bト2の1枚目「過少申告加算税」欄参照）と同額であるから、原告P7賦課決定処分は適法である。

## 第8 原告P8

### 1 原告P8更正処分の根拠（原告P8の平成19年分の所得税に係る納付すべき税額等）

(1) 総所得金額 3億2157万6651円

上記金額は、次のアの不動産所得の金額、イの配当所得の金額、ウの給与

所得の金額及びエの雑所得の金額と、オの長期譲渡所得の金額の2分の1に相当する金額1億0602万0700円（甲Bチ2の5枚目「更正前の額」欄の「総合譲渡所得」⑤欄参照）との合計額である（所得税法22条2項）。

ア 不動産所得の金額 324万5955円

上記金額は、次の(ア)の原告P8の出資割合に応じた本件手数料免除益の額及び(イ)のその他の不動産所得の金額の合計額である。

(ア) 原告P8の出資割合に応じた本件手数料免除益の額

249万9176円

上記金額は、本件組合が本件業務執行者から本件手数料免除行為を受けたことによって生じた本件手数料免除益のうち、原告P8の出資割合に応じた部分の金額であり、その全てが原告P8の平成19年分の不動産所得に係る総収入金額に算入すべき金額に該当する。

(イ) その他の不動産所得の金額 74万6779円

上記金額は、原告P8が確定申告書に記載した不動産所得の金額と同額であり（甲Bチ2の5枚目「更正前の額」欄の「不動産所得」①欄参照）、この不動産所得は、本件組合による本件航空機の貸付けに係る所得である。

イ 配当所得の金額 3568万1300円

上記金額は、原告P8が確定申告書に記載した配当所得の金額と同額である（甲Bチ2の5枚目「更正前の額」欄の「配当所得」②欄参照）。

ウ 給与所得の金額 9833万5000円

上記金額は、原告P8が確定申告書に記載した給与所得の金額と同額である（甲Bチ2の5枚目「更正前の額」欄の「給与所得」③欄参照）。

エ 雑所得の金額 7829万3696円

上記金額は、次の(ア)の原告P8の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額及び(イ)のその他の雑所得の金額の合計額である。

(ア) 原告P8の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額

7749万7076円

上記金額は、本件組合が本件融資銀行から本件ローン債務免除行為を受けたことによって生じた本件ローン債務免除益のうち、原告P8の出資割合に応じた部分の金額であり、その全てが原告P8の平成19年分の雑所得に係る総収入金額に算入すべき金額に該当する。

(イ) その他の雑所得の金額 79万6620円

上記金額は、原告P8が確定申告書に記載した雑所得の金額と同額である（甲Bチ2の5枚目「更正前の額」欄の「雑所得」④欄参照）。

オ 長期譲渡所得の金額 2億1204万1401円

上記金額は、原告P8が確定申告書に記載した長期譲渡所得の金額（所得税法22条2項2号による2分の1相当額算定前の金額）と同額であり、この長期譲渡所得は、本件組合の清算に当たってされた本件航空機の売却による所得である。

カ 一時所得の金額 0円

原告P8は、確定申告書において、原告P8の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額7749万7076円及び原告P8の出資割合に応じた本件手数料免除益の額249万9176円の合計額7999万6252円を一時所得に係る総収入金額として申告しているが、原告P8の出資割合に応じた本件ローン債務免除益は雑所得に係る総収入金額に算入すべき金額に、原告P8の出資割合に応じた本件手数料免除益は不動産所得に係る総収入金額に算入すべき金額にそれぞれ該当するから、原告P8の一時所得の金額は0円となる。

(2) 株式等に係る譲渡所得等の金額 0円

上記金額は、原告P8が確定申告書に記載した株式等に係る譲渡所得等の金額と同額である（甲Bチ2の5枚目「更正前の額」欄の「株式等の譲渡所

得」⑧欄参照)。

(3) 所得控除の額の合計額 3 1 3 万 7 3 6 6 円

上記金額は、原告P8が確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である(甲Bチ2の5枚目「更正前の額」欄の「所得控除額の計」⑩欄参照)。

(4) 課税される所得金額

ア 課税総所得金額 3 億 1 8 4 3 万円 9 0 0 0 円

上記金額は、上記(1)の総所得金額3億2157万6651円から上記(3)の所得控除の額の合計額313万7366円を控除した後の金額(国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

イ 株式等に係る課税譲渡所得等の金額 0 円

上記金額は、上記(2)の株式等に係る譲渡所得等の金額が0円であることから0円となる。

(5) 納付すべき税額 7 6 3 4 万 3 3 0 0 円

上記金額は、次のアの算出税額から、イの配当控除の額及びウの源泉徴収税額の各金額を差し引いた後の金額(国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)からエの予定納税額を差し引いた後の金額である。

ア 算出税額 1 億 2 4 5 7 万 9 6 0 0 円

上記金額は、次の(ア)の課税総所得金額に対する税額及び(イ)の株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額の合計額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 1 億 2 4 5 7 万 9 6 0 0 円

上記金額は、前記(4)アの課税総所得金額3億1843万円9000円に所得税法(平成25年法律第5号による改正前のもの)89条1項の税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額 0円

上記金額は、前記(4)イの株式等に係る課税譲渡所得等の金額が0円であることから0円となる。

イ 配当控除の額 178万4065円

上記金額は、上記(1)イの配当所得の金額3568万1300円に、所得税法92条1項の規定により100分の5の割合を乗じて算出した金額であり、原告P8が確定申告書に記載した配当控除の金額と同額である(甲Bチ2の5枚目「更正前の額」欄の「配当控除」⑳欄参照)。

ウ 源泉徴収税額 4266万7184円

上記金額は、原告P8が確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である(甲Bチ2の5枚目「更正前の額」欄の「源泉徴収税額」㉒欄参照)。

エ 予定納税額 378万5000円

上記金額は、原告P8が確定申告書に記載した予定納税額(第1期分及び第2期分の合計額)と同額である(甲Bチ2の5枚目「更正前の額」欄の「予定納税額」㉔㉕欄参照)。

## 2 原告P8更正処分の適法性

原告P8の平成19年分の所得税に係る納付すべき税額は、上記1(5)で述べたとおり7634万3300円であるところ、当該金額は、原告P8更正処分における納付すべき税額(甲Bチ2の5枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」㉖欄参照)と同額であるから、原告P8更正処分は適法である。

## 3 原告P8賦課決定処分の根拠

上記2のとおり、原告P8更正処分は適法であるところ、原告P8が原告P8更正処分により新たに納付すべきこととなった税額1609万9200円(甲Bチ2の1枚目「本税の額」欄参照)については、その計算の基礎となった事実のうちに原告P8更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する「正当な理由」があると認められ

るものがあるとは認められない。

したがって、原告P8更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、同条1項の規定に基づき、原告P8が原告P8更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額1609万円（同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に、100分の10の割合を乗じて算出した金額160万9000円である。

#### 4 原告P8賦課決定処分の適法性

原告P8の平成19年分の所得税に係る過少申告加算税の額は、上記3のとおり160万9000円であるところ、当該金額は、原告P8賦課決定処分における過少申告加算税の額（甲Bチ2の1枚目「過少申告加算税」欄参照）と同額であるから、原告P8賦課決定処分は適法である。

### 第9 原告P9

#### 1 原告P9更正処分の根拠（原告P9の平成19年分の所得税に係る納付すべき税額等）

(1) 総所得金額 1億8358万5377円

上記金額は、次のアの不動産所得の金額、イの配当所得の金額、ウの給与所得の金額及びエの雑所得の金額と、オの長期譲渡所得の金額の2分の1に相当する金額5253万7873円（甲Bリ2の4枚目「更正前の額」欄の「総合譲渡・一時所得」⑤欄の金額8028万6561円のうち5253万7823円）との合計額である（所得税法22条2項）。

ア 不動産所得の金額 192万2443円

上記金額は、次の(ア)の原告P9の出資割合に応じた本件手数料免除益の額及び(イ)のその他の不動産所得の金額の合計額である。

(ア) 原告P9の出資割合に応じた本件手数料免除益の額

174万9423円

上記金額は、本件組合が本件業務執行者から本件手数料免除行為を受

けたことによって生じた本件手数料免除益のうち、原告P9の出資割合に応じた部分の金額であり、その全てが原告P9の平成19年分の不動産所得に係る総収入金額に算入すべき金額に該当する。

(イ) その他の不動産所得の金額 17万3020円

上記金額は、原告P9が確定申告書に記載した不動産所得の金額と同額であり（甲Bリ2の4枚目「更正前の額」欄の「不動産所得」①欄参照）、この不動産所得は、本件組合による本件航空機の貸付けによる所得である。

イ 配当所得の金額 1195万2000円

上記金額は、原告P9が確定申告書に記載した配当所得の金額と同額である（甲Bリ2の4枚目「更正前の額」欄の「配当所得」②欄参照）。

ウ 給与所得の金額 5530万0000円

上記金額は、原告P9が確定申告書に記載した給与所得の金額と同額である（甲Bリ2の4枚目「更正前の額」欄の「給与所得」③欄参照）。

エ 雑所得の金額 6187万3061円

上記金額は、次の(ア)の原告P9の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額及び(イ)のその他の雑所得の金額の合計額である。

(ア) 原告P9の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額

5424万7953円

上記金額は、本件組合が本件融資銀行から本件ローン債務免除行為を受けたことによって生じた本件ローン債務免除益のうち、原告P9の出資割合に応じた部分の金額であり、その全てが原告P9の平成19年分の雑所得に係る総収入金額に算入すべき金額に該当する。

(イ) その他の雑所得の金額 762万5108円

上記金額は、原告P9が確定申告書に記載した雑所得の金額と同額である（甲Bリ2の4枚目「更正前の額」欄の「雑所得」④欄参照）。

オ 長期譲渡所得の金額 1億0507万5747円

上記金額は、原告P9が確定申告書に記載した長期譲渡所得の金額（所得税法22条2項2号による2分の1相当額算定前の金額）と同額であり、この長期譲渡所得は、本件組合の清算に当たってされた本件航空機の売却による所得である。

カ 一時所得の金額 0円

原告P9は、確定申告書において、原告P9の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額5424万7953円及び原告P9の出資割合に応じた本件手数料免除益の額174万9423円の合計額5599万7376円を一時所得に係る総収入金額として申告しているが、原告P9の出資割合に応じた本件ローン債務免除益は雑所得に係る総収入金額に算入すべき金額に、原告P9の出資割合に応じた本件手数料免除益は不動産所得に係る総収入金額に算入すべき金額にそれぞれ該当するから、原告P9の一時所得の金額は0円となる。

(2) 上場株式等の譲渡所得等の金額 935万9621円

上記金額は、原告P9が確定申告書に記載した株式等の譲渡所得等の金額と同額である（甲Bリ2の4枚目「更正前の額」欄の「株式等の譲渡所得」⑦欄参照）。

(3) 所得控除の額の合計額 123万8880円

上記金額は、原告P9が確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である（甲Bリ2の4枚目「更正前の額」欄の「所得控除額の計」⑱欄参照）。

(4) 課税される所得金額

ア 課税総所得金額 1億8234万6000円

上記金額は、上記(1)の総所得金額1億8358万5377円から上記(3)の所得控除の額の合計額123万8880円を控除した後の金額

(国税通則法 118 条 1 項の規定により 1000 円未満の端数を切り捨てた後のもの) である。

イ 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 935 万 9000 円

上記金額は、上記(2)の上場株式等の譲渡所得等の金額 935 万 9621 円から国税通則法 118 条 1 項の規定により 1000 円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(5) 納付すべき税額 4819 万 7500 円

上記金額は、次のアの算出税額から、イの配当控除の額及びウの源泉徴収税額を差し引いた後の金額(国税通則法 119 条 1 項の規定により 100 円未満の端数を切り捨てた後のもの)からエの予定納税額を差し引いた後の金額である。

ア 算出税額 7079 万 7530 円

上記金額は、次の(ア)の課税総所得金額に対する税額及び(イ)の上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額の合計額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 7014 万 2400 円

上記金額は、前記(4)アの課税総所得金額 1 億 8234 万 6000 円に所得税法(平成 25 年法律第 5 号による改正前のもの) 89 条 1 項の税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額

65 万 5130 円

上記金額は、前記(4)イの上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 935 万 9000 円に租税特別措置法 37 条の 11 第 1 項に規定する税率(7%)を乗じて算出した金額である。

イ 配当控除の額 59 万 7600 円

上記金額は、前記(1)イの配当所得の金額 1195 万 2000 円に、所得税法 92 条 1 項の規定により 100 分の 5 の割合を乗じて算出した金額

であり、原告P9が確定申告書に記載した配当控除の金額と同額である（甲Bリ2の4枚目「更正前の額」欄の「配当控除」②⑥欄参照）。

ウ 源泉徴収税額 2120万1340円

上記金額は、原告P9が確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である（甲Bリ2の4枚目「更正前の額」欄の「源泉徴収税額」③②欄参照）。

エ 予定納税額 80万1000円

上記金額は、原告P9が確定申告書に記載した予定納税額（第1期分及び第2期分の合計額）と同額である（甲Bリ2の4枚目「更正前の額」欄の「予定納税額」③④③⑤欄参照）。

## 2 原告P9更正処分の適法性

原告P9の平成19年分の所得税に係る納付すべき税額は、上記1(5)で述べたとおり4819万7500円であるところ、当該金額は、原告P9更正処分における納付すべき税額（甲Bリ2の4枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」③⑥欄参照）と同額であるから、原告P9更正処分は適法である。

## 3 原告P9賦課決定処分の根拠

上記2のとおり、原告P9更正処分は適法であるところ、原告P9が原告P9更正処分により新たに納付すべきこととなった税額1129万9600円（甲Bリ2の1枚目「本税の額」欄参照）については、その計算の基礎となった事実のうち原告P9更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する「正当な理由」があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告P9更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、同条1項の規定に基づき、原告P9が原告P9更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額1129万円（同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に、100分の10の割合を乗じて算出した

金額 112万9000円である。

#### 4 原告P9賦課決定処分の適法性

原告P9の平成19年分の所得税に係る過少申告加算税の額は、上記3のとおり112万9000円であるところ、当該金額は、原告P9賦課決定処分における過少申告加算税の額（甲Bリ2の1枚目「過少申告加算税」欄参照）と同額であるから、原告P9賦課決定処分は適法である。

### 第10 原告P10

#### 1 原告P10更正処分の根拠（原告P10の平成19年分の所得税に係る納付すべき税額等）

(1) 総所得金額 4億7780万6692円

上記金額は、次のアの不動産所得の金額、イの配当所得の金額、ウの給与所得の金額及びエの雑所得の金額と、オの長期譲渡所得の金額の2分の1に相当する金額1億4431万9799円（甲Bヌ2の5枚目「更正前の額」欄の「総合譲渡所得」⑤欄参照）との合計額である（所得税法22条2項）。

ア 不動産所得の金額 562万7831円

上記金額は、次の(ア)の原告P10の出資割合に応じた本件手数料免除益の額及び(イ)のその他の不動産所得の金額の合計額である。

(ア) 原告P10の出資割合に応じた本件手数料免除益の額

374万8765円

上記金額は、本件組合が本件業務執行者から本件手数料免除行為を受けたことによって生じた本件手数料免除益のうち、原告P10の出資割合に応じた部分の金額であり、その全てが原告P10の平成19年分の不動産所得に係る総収入金額に算入すべき金額に該当する。

(イ) その他の不動産所得の金額 187万9066円

上記金額は、原告P10が確定申告書に記載した不動産所得の金額197万9066円（甲Bヌ2の5枚目「更正前の額」欄の「不動産所得」

①欄参照) から租税特別措置法 25 条の 2 第 1 項 1 号に規定する青色申告特別控除額 10 万円を控除した後の金額であり, この不動産所得の金額には, 本件組合による本件航空機の貸付けに係る所得が含まれている。

イ 配当所得の金額 8568万7875円

上記金額は, 原告 P10 が確定申告書に記載した配当所得の金額と同額である(甲 B 又 2 の 5 枚目「更正前の額」欄の「配当所得」②欄参照)。

ウ 給与所得の金額 1億2113万5000円

上記金額は, 原告 P10 が確定申告書に記載した給与所得の金額と同額である(甲 B 又 2 の 5 枚目「更正前の額」欄の「給与所得」③欄参照)。

エ 雑所得の金額 1億2103万6187円

上記金額は, 次の(ア)の原告 P10 の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額及び(イ)のその他の雑所得の金額の合計額である。

(ア) 原告 P10 の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額

1億1624万5612円

上記金額は, 本件組合が本件融資銀行から本件ローン債務免除行為を受けたことによって生じた本件ローン債務免除益のうち, 原告 P10 の出資割合に応じた部分の金額であり, その全てが原告 P10 の平成 19 年分の雑所得に係る総収入金額に算入すべき金額に該当する。

(イ) その他の雑所得の金額 479万0575円

上記金額は, 原告 P10 が確定申告書に記載した雑所得の金額と同額である(甲 B 又 2 の 5 枚目「更正前の額」欄の「雑所得」④欄参照)。

オ 長期譲渡所得の金額 2億8863万9599円

上記金額は, 原告 P10 が確定申告書に記載した長期譲渡所得の金額(所得税法 22 条 2 項 2 号による 2 分の 1 相当額算定前の金額)と同額であり, この長期譲渡所得には, 本件組合の清算に当たってされた本件航空機の売却による所得が含まれている。

カ 一時所得の金額 0円

原告P10は、確定申告書において、原告P10の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額1億1624万5612円及び原告P10の出資割合に応じた本件手数料免除益の額374万8765円の合計額1億1999万4377円を一時所得に係る総収入金額として申告しているが、原告P10の出資割合に応じた本件ローン債務免除益は雑所得に係る総収入金額に算入すべき金額に、原告P10の出資割合に応じた本件手数料免除益は不動産所得に係る総収入金額に算入すべき金額にそれぞれ該当するから、原告P10の一時所得の金額は0円となる。

(2) 上場株式等の譲渡所得等の金額 222万4287円

上記金額は、原告P10が株式等の取引を行っていたP22証券株式会社本店が発行した原告P10に係る平成19年分の年間取引報告書の記載を基に、譲渡の対価の額5397万5000円から取得費及び譲渡に要した費用の額等5175万0713円を控除した金額である（甲Bヌ2の5枚目参照）。

(3) 所得控除の額の合計額 303万6166円

上記金額は、原告P10が確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である（甲Bヌ2の5枚目「更正前の額」欄の「所得控除額の計」⑱欄参照）。

(4) 課税される所得金額

ア 課税総所得金額 4億7477万0000円

上記金額は、上記(1)の総所得金額4億7780万6692円から上記(3)の所得控除の額の合計額303万6166円を控除した後の金額（国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

イ 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 158万0000円

上記金額は、前記(2)の上場株式等の譲渡所得等の金額222万4287円から原告P10が確定申告書に記載した前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額64万3724円を控除した後の金額（国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(5) 納付すべき税額 1億1290万5000円

上記金額は、次のアの算出税額から、イの配当控除の額及びウの源泉徴収税額の各金額を差し引いた後の金額（国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）からエの予定納税額を差し引いた後の金額である。

ア 算出税額 1億8722万2600円

上記金額は、次の(ア)の課税総所得金額に対する税額及び(イ)の上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額の合計額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 1億8711万2000円

上記金額は、前記(4)アの課税総所得金額4億7477万円に所得税法（平成25年法律第5号による改正前のもの）89条1項の税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額

11万0600円

上記金額は、前記(4)イの上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額158万円に租税特別措置法37条の11第1項に規定する税率（7%）を乗じて算出した金額である。

イ 配当控除の額 428万4393円

上記金額は、上記(1)イの配当所得の金額8568万7875円に、所得税法92条1項の規定により100分の5の割合を乗じて算出した金額であり、原告P10が確定申告書に記載した配当控除の金額と同額である

(甲Bヌ2の5枚目「更正前の額」欄の「配当控除」②⑥欄参照)。

ウ 源泉徴収税額 6180万8376円

上記金額は、次の(ア)の上場株式等の譲渡所得等に係る源泉徴収税額及び(イ)の(ア)以外の源泉徴収税額の各金額の合計額である。

(ア) 上場株式等の譲渡所得等に係る源泉徴収税額 15万5697円

上記金額は、原告P10が株式等の取引を行っていたP22証券株式会社本店が発行した原告P10に係る平成19年分の年間取引報告書に源泉徴収税額として記載された金額である。

(イ) (ア)以外の源泉徴収税額 6165万2679円

上記金額は、原告P10が確定申告書に記載した、原告P10の保有するP23株式会社株式から生じる平成19年分の配当所得に係る源泉徴収税額1713万7575円及び原告P10が同社から得た平成19年分の給与所得に係る源泉徴収税額4451万5104円の合計額である。

エ 予定納税額 822万4800円

上記金額は、原告P10が確定申告書に記載した予定納税額(第1期分及び第2期分の合計額)と同額である(甲Bヌ2の5枚目「更正前の額」欄の「予定納税額」③④⑤欄参照)。

## 2 原告P10更正処分の適法性

原告P10の平成19年分の所得税に係る納付すべき税額は、上記1(5)で述べたとおり1億1290万5000円であるところ、当該金額は、原告P10更正処分における納付すべき税額(甲Bヌ2の5枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」③⑥欄参照)と同額であるから、原告P10更正処分は適法である。

## 3 原告P10賦課決定処分の根拠

上記2のとおり、原告P10更正処分は適法であるところ、原告P10が原

原告P10更正処分により新たに納付すべきこととなった税額2405万8800円（甲Bヌ2の1枚目「本税の額」欄参照）については、その計算の基礎となった事実のうち原告P10更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する「正当な理由」があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告P10更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、同条1項の規定に基づき、原告P10が原告P10更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額2405万円（同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に、100分の10の割合を乗じて算出した金額240万5000円である。

#### 4 原告P10賦課決定処分の適法性

原告P10の平成19年分の所得税に係る過少申告加算税の額は、上記3のとおり240万5000円であるところ、当該金額は、原告P10賦課決定処分における過少申告加算税の額（甲Bヌ2の1枚目「過少申告加算税」欄）と同額であるから、原告P10賦課決定処分は適法である。

以上

(別紙7)

## 被 告 の 主 張

### 第1 本件ローン債務免除益が一時所得に該当しないこと

#### 1 基本的な考え方

##### (1) 所得税法における所得区分の判断

所得税法が、所得をその源泉ないし性質によって10種類の所得に分類しているのは、所得はその性質や発生の態様によって担税力が異なるという前提に立って、公平負担の観点から、各種の所得について、それぞれの担税力の相違に応じた計算方法を定め、また、それぞれの態様に応じた課税方法を定めるためであり、ある所得がどの所得区分に該当するかは、その所得の質的担税力に関わる性質や発生の態様に基づいて判断されることとなる。

ある所得が同法における所得区分のいずれに該当するかを判断するに当たっては、当該所得が得られた直接的な原因（原因をなす行為等の事実やそれに対する法的評価）を重要な考慮要素としつつ、それ以外にも所得の性質や発生の態様及びそれに関連する事実関係をも総合考慮した上で、事実関係に即した法的評価を行い、利子所得ないし雑所得の10種類の所得の意義・要件を定めた同法23条ないし35条のいずれに該当するかをそれぞれ判断すべきである。

##### (2) 原告らは所得税法における所得区分の判断手法を正解していないこと

ア 原告らは、所得税法における所得区分の判断手法に関して、「何らかの継続的な行為等に関連してある所得が得られたという状況下で、その所得の所得分類を現行の同法において判断するための要素は、その所得が得られた直接的な原因」であると主張するが、上記(1)で述べたとおり、所得区分は、所得が得られた直接的な原因のみで判断するものではない。

イ また、原告らは、上記のとおり、一定の「状況下」にける所得区分の判断手法を論じているが、そもそも、なぜ、原告らが主張するような「状況

下」に限定した上で所得区分の判断を論じなければならないのか、その理由が判然としないばかりか、このような「状況下」において生じた所得の所得区分ですら、必ずしも直接的な原因のみで判断されていないことは、裁判例からみても明らかである。

## 2 一時所得及び雑所得の要件等

一時所得について定めた所得税法34条1項の規定からすると、一時所得に該当するというためには、利子所得ないし譲渡所得のいずれの所得にも該当しないこと（以下「除外要件」という。）を前提にして、①営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得であること（以下「非継続要件」という。）、②労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しない所得であること（以下「非対価要件」という。）の2つの要件をいずれも具備していることが必要である。

そして、同法35条1項が、雑所得とは利子所得ないし一時所得のいずれにも該当しない所得をいうと規定し、包括的所得概念の下、他の所得分類に該当しないものは全てこの所得分類で受ける方法を採用していることからすれば、ある所得が一時所得か雑所得のいずれの所得に該当するかを判断する場合、非継続要件及び非対価要件をいずれも充足する所得は一時所得となるが、上記要件を一つでも充足しない場合は雑所得に該当することとなる。

## 3 本件ローン債務免除益は非継続要件を充足しないこと

### (1) 所得税法における非継続要件の変遷

所得税法における一時所得に係る規定の変遷をみれば、一時所得という所得種類が最初に登場するのは、昭和22年の第二次改正（昭和22年法律第142号）後の旧所得税法であり、そこでは、「前各号以外の所得で営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得（以下一時所得という。）」と規定されていたことから、非継続要件は、当初から「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の」と、「一時の所得」という2つの

要素から成っていたことがうかがえるが、その表現は上記の改正以前から既に所得税法に存在していたものである。

すなわち、一時所得は、昭和22年の第一次改正（昭和22年法律第27号）に基づき制定された旧所得税法においては、非課税所得の1つとして掲げられていたところ、その定義には上記と同様の表現が用いられており、更に時代を遡れば、昭和15年改正の所得税法（昭和15年法律第24号）において、「乙類の事業所得中営利を目的とする継続的行為より生じたるに非ざる一時の所得」が非課税所得の1つとして掲げられ、それ以前の所得税法（大正9年法律第11号）においても、「営利の事業に属せざる一時の所得」が非課税所得と位置づけられていた。

- (2) 非継続要件においては、「一時の」という文言によって性質上一回限りである収入を特定した上で、「営利を目的とする継続的行為」という文言によって継続するとの外観がある一定の行為類型を除外していること

上記(1)で述べた規定の変遷を踏まえると、現行法の非継続要件の解釈に当たって戦前の議論状況を全く無視することは不適切であり、戦前の所得税法においても、「営利の事業に属せざる」という前段部分は、「一時の所得」という後段部分とは異なる意味を有し、後段部分により示される範囲を限定する役割を果たすものとの有力な見解が存在しており、そこでは、前段部分は、具体的には、およそ所得を得ようとする活動に由来する所得は非課税とされず、課税の対象とされていたのである。

そして、戦前においては、「一時の」という文言によって、性質上、一回限りである収入を（非課税となるものを見つけるために）特定した上で、「営利の事業に属せざる」という文言により、継続するとの外観がある一定の行為類型を除外するという扱いが行われていたことからすれば、現行所得税法における非継続要件についても、そのような解釈が同様に当てはまるものというべきであり、一定の行為類型に該当するか否かは、具体的な回数ではな

く、継続的な活動の一環のものか否か、つまりは、営利活動により発生する定期的、回帰的な所得かどうかにより判断すべきである。したがって、所得税法34条1項の「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得」という文言の指す範囲は、およそ性質上一度しか得られない収入を指すものと理解すべきではない。

(3) 本件ローン債務免除益は「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」であり非継続要件を充足しないこと

ア 本件組合は任意組合に該当するところ、本件組合事業は、本件各組合員による出資金及び本件借入金をもって本件航空機を取得し、これを賃貸、管理、売却すること及びこれらに附帯する一切の業務を含むものであり、これにより組合員相互の利益を図ることを目的とするものであるから、原告らを含む本件各組合員が共同事業として営んでいた本件組合事業（航空機賃貸事業）が「営利を目的とする継続的行為」に該当することは明らかである。

イ 加えて、本件ローン債務免除益が得られた直接的な原因は、本件組合と本件融資銀行による債務免除の合意によるものであるが、先に述べたとおり、その所得区分を判断するに当たっては、直接的な原因である債務免除行為のみをもって判断すべきでなく、① 当該免除益の直接の発生原因である本件組合と本件融資銀行による債務免除の合意に加え、② 本件ローン契約の締結、③ 本件ローン契約に定められた義務の履行、④ ノン・リコース条項の存在に加えて、⑤ これらの行為が本件組合事業の一環として行われたものであることといった所得の性質や発生の態様及びこれらに関連する事実関係をも併せて総合的に検討すべきである。

ウ そして、本件ローン債務免除益は、原告ら本件各組合員が営む本件組合事業を遂行するに当たって不可欠な、言い換えれば原告らの業務の遂行上欠かすことのできない本件航空機の取得資金を調達するために締結した本

件ローン契約について、追加出資のリスクを回避するためにノン・リコース条項が設けられていることを前提として、本件組合が本件ローン契約において定められた債務者としての義務を履行し続けたことにより、本件航空機を売却した際にその売却代金を含む組合財産によって返済できなかった本件ローン契約に係る残債務につき、本件融資銀行との間でその免除を受ける合意が成立したことにより発生したものである。

このように、本件ローン債務免除益は、原告らが営む航空機賃貸事業の一環として生じたものであると認められるのであって、賃貸料収入等と同様、営利事業から生じる定期的、回帰的な所得と把握し得るものである。したがって、当該免除益は、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」に該当することから、非継続要件を充足しない。

(4) 原告らの主張は非継続要件を正解しないものであること

ア 原告らは、「『営利を目的とする継続的行為』か否かは『所得の基礎（発生原因）に源泉性を認めるに足る継続性、恒常性があるか否か、より具体的にいえば、所得の基礎（発生原因）となった事実が繰り返し生じることが予定されているか否か』により判断される」とした上で、「『一時の所得』の発生が反復継続する場合には、『一時の所得』の基礎（発生原因）に源泉性が認められるようになる」と主張する。

しかしながら、上記(2)で述べたとおり、非継続要件を充足するというためには、単に一時の所得であることだけでは足りず、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外のものとして、定期的、回帰的な所得と把握し得る継続的な活動の一環から生じたもの以外のものでなければならぬと解すべきであるから、一時の所得自体が反復継続して得られる場合に限り源泉性が認められるとする原告らの主張には理由がない。

イ そして、原告らは、本件ローン債務免除益について、「本件のローン債務免除行為は明らかに一回限りのものであり、債務免除益それ自体が反覆

継続して取得され得るものではない」ことから、「一時所得に該当するための非継続要件を満たしているものと判断される」とも主張するが、上記(3)で述べたとおり、本件ローン債務免除益は、一回限りであっても、営利事業から生じる定期的、回帰的な所得と把握し得るものであることから、当該免除益は、営利を目的とする継続的行為から生じた所得に該当し、非継続要件を充足しない。

ウ したがって、原告らの主張はいずれも理由がない。

#### 4 本件ローン債務免除益は非対価要件を充足しないこと

##### (1) 非対価要件に係る規定の変遷

一時所得という所得種類が最初に登場するのは、昭和22年の第二次改正（昭和22年法律第142号）後の旧所得税法であるが、その際に現在の非対価要件に相当する文言はなく、昭和27年の改正（昭和27年法律第53号）において、「一時の所得」を「一時の所得のうち労務その他役務の対価たる性質を有しないもの」と改める形で導入されており、この改正の趣旨は、アマチュア作家などの原稿料を一時所得に分類させず雑所得に分類させるようにするところにあつたとされる。

非対価要件の文言が現在の形になったのは、旧所得税法が全面改正となった昭和39年の税制改正の時であり、この際に、「又は資産の譲渡」という文言が「役務」の後に挿入されており、この改正の趣旨は、山林の伐採・譲渡による所得がおよそ譲渡所得に分類され得ないとの前提がある中で、取得後5年以内の山林の伐採・譲渡による所得を山林所得の範囲から除外することへの対応であつたと説明されている。すなわち、そのままでは、取得後5年以内の山林がまとめて譲渡されると、当該譲渡による所得が一時所得に分類されてしまう可能性を排除するために、これに対処すべく、非対価要件が修正されたものである。

##### (2) 非対価要件は、ある者が別の者から何かを受け取る場合において、そこに

牽連関係が存在したと認め得る状況があれば充足しないこと

ア 所得税法34条1項に規定する「労務その他の役務（中略）の対価としての性質を有しない所得」については、「労務その他の役務」という規定振りから明らかなように、役務は労務より広い意味内容を持つ。また、同項は、労務その他の役務の対価としての「性質を有しないもの」と規定しており、対価そのものであることを要求するのではなく、対価としての性質を有するか否かを問題としていることからすれば、「労務その他の役務の対価としての性質」とは、直接的な対価関係より相対的に広い概念であり、具体的には、ある給付が人の地位及び職務に関連してされる場合も、偶発的とはいええないものについては、非対価要件を充足しないと解すべきである。

イ また、非対価要件を充足するか否か、すなわち、労務その他の役務の対価としての性質を有するか否かは、地位と受領との間の牽連性の有無により決定されると解すべきであり、ある者が別の者から何らかを受け取る場合において、そこに牽連関係が存在したと認め得る状況があれば非対価要件を充足しないというべきである。

ウ さらに、「職務や地位に関連して交付される経済的利益」における「労務その他の役務」とは、「当該人が一般的な職務又は何らかの義務を伴う地位」にあり、その地位を継続しつつ必要とされる時は当該責任を履行する関係、あるいは自らの判断で当該活動ができる関係にある場合において、経済的な利益を供与する者が上記関係に着目して当該利益を与えた場合を指すというべきであり、このような場合においては非対価要件を充足しないこととなる。

エ 結局のところ、労務その他の役務の対価としての性質を有するといえるためには、ある者が別の者から何かを受け取る場合において、そこに牽連関係が存在したと認め得る状況があれば足り、このような状況とは、例え

ば、当該人が一般的な職務又は何らかの義務を伴う地位にあり、その地位を継続しつつ必要とされる時は当該責任を履行する関係、あるいは自らの判断で当該活動ができる関係が存在したと認めることができる状況を指すというべきである。

そうすると、経済的な利益を供与する者が上記関係に着目して当該利益を与えた状況が認められる場合には、当該利益は「労務その他役務」の「対価としての性質を有しないもの」ということはできず、非対価要件を充足しない。

(3) 本件ローン債務免除益は労務その他の役務の対価としての性質を有しており非対価要件を充足しないこと

ア 本件ローン契約では、P 1 1 が本件組合の組合員（出資者）を募集するために、いわゆるノン・リコース条項が設けられており、本件各組合員は、本件融資銀行を貸主、自らを借主として本件ローン契約を締結し、ノン・リコース条項を前提とした通常よりも高い利息の支払を続け、契約上の義務を履行した結果、本件組合を清算する際、本件ローン債務免除益を受けることができたのである。このように、本件ローン債務免除益は、原告らが本件組合の組合員であるが故に生じたものであって、本件各組合員の航空機賃貸事業における事業主という地位を離れては生じ得ないものである。

イ 一方、本件借入金の貸し手である本件融資銀行の側からみても、本件融資銀行にとって、本件航空機等の本件組合の財産のみを本件融資銀行の拮取権の対象にしたとしてもなお、ノン・リコース条項を設けた本件ローン契約を締結することに経済的合理性があったというべきであるから、本件ローン債務免除益は、原告らが本件融資銀行に対し、本件ローン契約により本件航空機等の本件組合の財産のみを本件融資銀行の拮取権の対象にした契約上の地位を継続し、必要な時にその義務を履行する状態の下で、実

際に当該責任を履行したことに対応して本件融資銀行から与えられたものであり、「当該人が一般的な職務又は何らかの義務を伴う地位」にあつて、その地位を継続して必要とされる時に当該責任を履行する状態、あるいは自らの判断で当該活動ができる状態にある場合において、経済的な利益を供与する者が上記状態に着目して当該利益を与えたものと認められる。

ウ 以上のとおり、本件ローン債務免除益の発生の態様及び考慮すべき事実関係をみれば、本件融資銀行と原告らとの間の関係を、ノン・リコース条項が設けられていない通常の金銭消費貸借における借主と貸主の関係と同様のものとして所得区分の判断を行うことは適切ではなく、原告らは、航空機賃貸事業における事業主であり、本件ローン契約により本件航空機等の本件組合の財産のみを本件融資銀行の担保権の対象にした契約上の地位にあることに加え、本件融資銀行における本件ローン契約の締結及びその後の債務免除までの一連の行為に経済的合理性が認められることからすれば、原告らが本件融資銀行にリスク投資の機会を与えたとの関係が認められ、このような関係から生じた本件ローン債務免除益には牽連関係が存在した状況を認めることができるから、本件ローン債務免除益は非対価要件を充足しないというべきである。

(4) 非対価要件に係る原告らの主張には理由がないこと

原告らは、「本件ローン債務免除益に関し、原告らは、本件融資銀行に対して何らの役務も提供しておらず、また、資産の譲渡も行っていない。したがって、本件ローン債務免除益は、役務や資産の譲渡の対価としての性質を有するものではなく、非対価要件を充足する」と主張するとともに、「本件融資銀行は本件組合から間接的・抽象的にも『労務その他の役務』を受けることを期待する立場になく、実際に『労務その他の役務』の提供を受けていないので、被告が主張するように『対価としての性質』をいくら広く解した

としても、本件ローン債務免除益が『労務その他の役務の対価としての性質』を有する所得ということとはできない。」と主張する。

しかしながら、上記(2)及び(3)で述べたとおり、原告らが本件融資銀行にリスク投資の機会を与えたとの関係が認められ、このような関係を前提として本件融資銀行から受けた本件ローン債務免除益には牽連関係が存在した状況を認めることができるのであるから、本件ローン債務免除益は非対価要件を充足しないというべきである。

したがって、原告らの主張には理由がない。

## 5 小括

以上のとおり、本件ローン債務免除益は、非継続要件及び非対価要件をいずれも充足しないから、一時所得には該当せず、雑所得に該当する。

## 第2 本件手数料免除益は不動産所得に該当すること

### 1 本件手数料免除益は不動産所得に該当すること

- (1) 不動産所得に係る必要経費に算入した未払債務が免除されたことにより生じた債務免除益については、当該債務免除益が生じた日の属する年分の不動産所得の総収入金額に算入すべきものであること

#### ア 不動産所得の意義及び計算

(ア) 不動産所得について、所得税法26条1項は、「不動産所得とは、不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機（括弧内省略）の貸付け（地上権又は永小作権の設定その他他人に不動産等を使用させることを含む。）による所得（事業所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）をいう」と規定しているところ、貸付けによる所得とは、使用収益期間に対応して定期的かつ継続的に支払われる賃料がその典型であるが、これに限らず、賃借人から賃貸人に移転される経済的利益のうち、目的物を使用収益する対価としての性質を有するもの又はこれに代わる性質を有するものをいうと解するのが相当である。

(イ) また、所得税法は、各種所得の「総収入金額に算入すべき金額」について、「別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもつて収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする。」

（同法36条1項）とし、この「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする。」（同条2項）と規定しており、経済的な利益も各種所得の金額の計算上総収入金額に算入すべき金額に該当することを明らかにしている。

そして、同法26条2項は、「不動産所得の金額は、その年中の不動産所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額」と規定し、総収入金額から控除する必要経費については、「不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額（括弧内省略）の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。）の額とする」と規定している（同法37条1項）。

(ウ) 以上の規定からも明らかなおお、所得税法は、10種類の所得分類を設け、それぞれ所得の種類ごとに所得金額を計算することとしている以上、ある支出がある所得の必要経費に該当するというためには、ある所得の必要経費は、単に「必要経費」に当たるかどうかだけではなく、「その所得の必要経費」に当たるかどうかという点を吟味し、判断される必要があり、消費との区別を厳格に行い、かつ、特定の所得類型との結びつきを明らかにする必要があることから、必要経費は、所得を得るための特定の経済活動（所得稼得活動）との結びつきによって判断する

ものと理解され、特定の経済活動と直接の関連を有し、その経済活動を行うために客観的にみて必要な支出が必要経費であるとされる必要がある。

これを不動産所得についてみれば、不動産所得の必要経費に該当するというためには、当該所得を得るための活動、すなわち不動産貸付事業（ないし業務）と直接の関連を有し、当該事業（ないし業務）を行うために客観的に必要な支出であることが必要とされるのであり、このような必要経費に該当する支出と当該事業（ないし業務）との関連性は、事後的にその支払が免除されたからといって直ちに失われるものではない。

(エ) そうすると、既に不動産所得の必要経費に算入された金額に係る支払が免除された場合、すなわち、不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入した金額が未払となり、その後、当該未払となっている債務について債権者から債務免除を受けた場合の当該債務免除を受けた部分については、特別な事情がない限り、不動産貸付事業（ないし業務）の必要経費に該当していたことを前提としてその性質決定を行い、当該債務免除益の所得区分の判断を行うことが、所得税法における所得区分の合理的な解釈というべきである。ただし、所得を生ずべき業務について生じた費用に係る必要経費の計上時期には、いわゆる債務確定基準が適用されていることから、確定した債務が免除された場合、当該免除の時に経済的利益が生ずることとなるが、一旦、必要経費に算入した未払債務が免除されたことにより生じた債務免除益については、当該未払債務を必要経費に算入した年分の各種所得の金額を遡って是正するのではなく、原則として当該債務免除益が生じた日の属する年分の各種所得の総収入金額に算入すべきものと解される。

この取扱いは、当該債務免除益の発生が過去に計上した各種所得の必

要経費を事後的に減少させるものであり、その結果、当該各種所得の金額が増加するという所得金額の計算方法から見ても合理性を有するものといえ、また、上記(ウ)で述べた同法における必要経費の解釈にも妥当するものであり、不動産所得の必要経費に算入された金額について、その支払が後に免除された場合でも、当該必要経費と不動産貸付事業（ないし業務）との直接の関連が直ちに失われるものではなく、特別な事情がない限り、上記関連を前提として所得区分を判断し、当該免除益を不動産所得の総収入金額に算入させることが不動産所得の金額の計算方法からみても合理性を有するものである。

イ 所得税法の他の規定からみても、不動産所得の金額の計算に係る被告の主張には理由があること

(ア) 上記ア(エ)で述べた解釈については、所得税法の他の規定をみても、損益通算後も残存した純損失（同法2条1項25号）について、翌年以降での繰越控除（同法70条）や、前年での繰戻控除（同法140条以下）が認められていることからすれば、同法における暦年ごとの課税の原則は絶対的なものではなく、経済的負担がないことが事後に判明した必要経費に算入済みの費用に対応する債務免除益を、発生、認識した後の課税期間において、必要経費が算入された所得区分に分類することは、同法や所得税法施行令に明文の規定がないことを理由に許されないとはいえない上、そもそも未払費用に係る債務の免除は、所得税の目的上費用として把握される債務それ自体を対象とするものであるから、仮に、債務の発生と当該債務に係る債務免除益とが同じ1年の間で生じたとした場合には、当該債務免除益をある所得区分の総収入金額に算入せずに当該債務を当該所得区分の必要経費に算入することは認められないというのが同法における所得金額の計算の前提であることからすれば、当該債務免除益が生じた日の属する年分の当該債務と同じ所得区分

の総収入金額に算入すべきとの解釈が同法に反するものでないことは明らかである。

- (イ) また、所得税法施行令 9 4 条（事業所得の収入金額とされる保険金等）1 項 1 号は、事業所得者がその業務に係るたな卸資産の滅失に対応して保険金を受け取る場合などにおいて、損失を事業所得の必要経費に算入する一方で、当該損失を填補する収入を事業所得の総収入金額に算入することを定め、同項 2 号は、従前どおり発生した業務遂行に係る費用が事業所得などの必要経費に算入される状況において、補償された収入を同じ所得の総収入金額に算入することを定めており、この対応する費用と収入とを同種の所得に分類するという要求は、同法における共通の要求として、同法 2 6 条 1 項において不動産等の貸付けに対応した所得区分を設け、同条 2 項において当該貸付業務に係る収入と費用とを対応させた所得計算を規定していることの前提となるものでもある。

#### ウ 小括

以上のとおり、ある所得が不動産所得に該当するか否かは、当該所得が得られた直接的な原因だけでなく、所得の性質や発生の態様及びこれらに関連する事実関係も考慮要素に含め判断することを前提に、所得税法 2 6 条 2 項における不動産所得の金額の計算との関係も踏まえ判断すべきであり、不動産所得に係る必要経費に算入した未払債務が免除されたことにより生じた債務免除益については、特別の事情がない限り、当該債務免除益が生じた日の属する年分の不動産所得の総収入金額に算入すべきである。

- (2) 本件手数料免除益は所得税法 2 6 条 1 項の貸付けによる所得そのものであり不動産所得に該当すること

本件航空機の賃貸及び管理は、本件組合における経常的な業務であると認められるところ、本件手数料は、これら本件組合事業の執行を本件組合の組

会員でもある本件業務執行者に委託したことによる当該業務執行に対する報酬であり、本件手数料免除益は、本件各組員が負担することとされていた本件手数料について、本件業務執行者が未収となっていた平成13年11月分以降の本件手数料23万1370ドル全額を債権放棄したことによって生じた経済的利益である。

同金額は、既に原告らの不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入されていたものであって、本件手数料免除益は、本件航空機の賃貸収入を得るために必要な費用のうち未払となっている債務が免除されたことにより生じた利益であり、課税標準である所得の計算上、賃貸収入（賃借人から賃貸人に移転される経済的利益）から控除される費用（未払債務）が免除されたことによる利益（所得そのものの取戻し）であるから、貸付けによる所得（所得税法26条1項）そのものであるといえ、不動産所得に該当する。

すなわち、本件手数料免除益の発生の直接的な原因は本件業務執行者による債務免除であるものの、本件手数料免除益は、過去に計上した不動産所得の必要経費（支払手数料）を事後的に減少させるものであり、過去に同条2項の規定に基づき総収入金額から必要経費を控除することにより算出された不動産所得の金額とは同条1項にいう貸付けによる所得にほかならず、過去の課税期間中の必要経費算入の事後的訂正のための項目という性格が強く認められる本件手数料免除益については、既に必要経費に算入した支払手数料の訂正を通じて過去の貸付けによる所得を訂正するものである。

このような解釈は所得金額の計算方法からみても合理性を有するものといえることができ、同条から導かれる不動産所得の意義及び過去の裁判例とも齟齬するものでもなく、本件手数料免除益が本件組合事業（航空機賃貸事業）と直接の関連を有するものであることは明らかであるから、本件手数料免除益は不動産所得に該当する。

(3) 原告らの主張は所得税法における所得区分の判断手法を正解しないもの

であり、本件手数料免除益が一時所得に該当するとの主張には理由がないこと

ア 原告らは、「所得税法の枠組みは所得（区分）は収入の性質により判断されると考えられ」、「いかなる支出が必要経費や控除と認められるかは、所得の意義や所得区分と直接関係するものではなく立法政策と密接に関わるものであり、所得区分とは切り離された概念といえる。」と主張する。

しかしながら、前記のとおり、所得区分の判断は、当該所得が得られた直接的な原因だけではなく、所得の性質や発生の態様及びこれらに関連する事実関係をも考慮要素に含めて行うべきものであり、また、前記(1)ア(イ)、(ウ)で述べたとおり、必要経費は、所得を得るための特定の経済活動（所得稼得活動）との結びつきによって判断され、特定の経済活動と直接の関連を有し、その経済活動を行うために客観的にみて必要な支出が必要経費とされるのである。

したがって、原告らの主張は、所得区分の判断手法を正解しないものといわざるを得ない。

イ また、原告らは、本件手数料免除益についても、「過去に不動産所得の必要経費として計上されていたであるとか、組合事業の最後の活動に際して受けたものであるなどという事情は、その所得分類を検討するにあたって影響」せず、本件手数料免除益は、「貸主が借主に対して一定の期間、不動産等を使用又は収益させる対価としての性質を有する経済的利益又はこれに代わる性質を有するもの」のいずれにも該当せず、一時所得に該当する旨主張する。

しかしながら、上記アでも述べたとおり、所得税法における所得区分の判断は、当該所得が得られた直接的な原因（本件手数料免除益でいえば本件業務執行者による債務免除）のみで判断するものではなく、また、上記(1)で述べたとおり、本件手数料免除益は、本件航空機の賃貸収入を得る

ために必要な費用のうち未払となっている債務が免除されたことにより生じた利益であり、所得そのものの取戻しであるから、同法26条にいう「貸付けによる所得」そのものであるということが出来る。

したがって、本件手数料免除益は、不動産所得に該当することが明らかであるから、原告らの主張には理由がない。

## 2 本件手数料免除益が一時所得に該当しないこと（予備的主張）

上記1で述べたとおり、本件手数料免除益は不動産所得に該当するが、仮に本件手数料免除益が不動産所得に該当しないとしても、これが一時所得に該当することはなく、雑所得に該当する。

すなわち、本件手数料免除益が一時所得に該当するというためには、前述したように、所得税法が規定する利子所得ないし譲渡所得のいずれの所得にも該当しないことを前提として、①営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得であること（非継続要件）、②労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しない所得であること（非対価要件）のいずれの要件をも具備していることが必要であるところ、本件手数料免除益は、本件業務執行者が未収となっていた平成13年11月分以降の本件手数料23万1370ドル全額を債権放棄したことによって生じた経済的利益であり、本件組合の活動から得られた損益として認識されたものである。そして、本件手数料免除益は、本件手数料が本件組合事業における業務執行の対価であり、営利を目的とする継続的行為である本件組合事業（航空機賃貸事業）の一環から生じたものであること及び原告らが本件組合事業の委託者である本件組合の組合員であるが故に生じたものであることからすれば、偶発的に生じたものではなく、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」であり、「労務その他の役務」の「対価としての性質」を有する所得であることは明らかである。

したがって、本件手数料免除益は、仮に不動産所得に該当しないとしても、一時所得に該当することはなく、雑所得に該当する。

### 第3 結語

以上のとおり，本件各免除益が一時所得に該当するとする原告らの主張はいずれも理由がなく，本件各更正処分等は適法であるから，原告らの請求はいずれも棄却されるべきである。

以上

(別紙8)

## 原告らの主張

第1 本件ローン債務免除益は一時所得に該当すること

1 本件ローン債務免除益の所得の発生原因について

所得税法は10種類の所得区分を法定し、それぞれの担税力に応じた所得の計算方法や課税方法を定めて課税するものであるため、所得区分を適正に判断する必要がある。そのためには所得の法的性質や発生態様による「所得の発生原因」を特定する必要がある。

特に、何らかの継続的な行為等に関連してある所得が得られたという状況下での所得の発生原因は、その所得が得られた直接的な原因により決定される。何らかの継続的な行為等と関係があるからといって、直ちにその継続的な関係から得られる所得（給与所得、事業所得、不動産所得等）に包摂されるとの考え方は誤りであって、判例上も採用されていない。

これを本件について当てはめると、本件ローン債務免除益の所得の発生原因は、本件ローン債務免除行為、すなわち、平成19年3月5日付けの「DEED OF RELEASE」（甲A10）の締結によって本件融資銀行が本件借入金に係る残債務を免除したという事実であり、この点については当事者間に争いが無い。

2 本件ローン債務免除益が原則として一時所得であること

法人の個人に対する債務免除によって発生した本件ローン債務免除益は、原則として所得税法34条の一時所得となり、例外として雑所得になるかどうかについて非継続要件と非対価要件のみを検討すれば足りることになる。

また、上記の点は、1回限りの所得の発生が予定されている生命保険契約に基づく一時金（退職手当等とみなす場合を除く。）を一時所得とする同法施行令183条2項によっても裏付けられる。

3 一時所得に該当するための要件

所得が一時所得に該当するためには、①利子所得， 配当所得， 不動産所得， 事業所得， 給与所得， 退職所得， 山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち（除外要件）， ② 営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時的所得で（非継続要件）， ③ 労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの（非対価要件）という要件を充足する必要があるところ（所得税法34条1項）， 本件ローン債務免除益が除外要件を充足することは， 当事者間に争いがない。

#### 4 本件ローン債務免除益が非継続要件を充足すること

##### (1) 非継続要件の意義

非継続要件については， 営利を目的とする継続的行為から生じた所得である否かは， 所得の発生原因に源泉性を認めるに足る継続性や恒常性があるか否か， 本件ローン債務免除益について， より具体的に言えば， 本件ローン債務免除行為とは別に， 本件組合において本件借入金に係る債務免除行為が繰り返して生じることが予定されているか否かによって判断されるべきであり， 所得の発生に関連する業務（被告の主張する本件組合事業）に継続性や恒常性が認められることとは無関係であり， このような解釈は， 複数の裁判例で示された解釈に沿うものである。

例えば， 馬券の当選による所得についても， 所得の発生原因たる「一回的な行為」が， 「強度に連続することによって， その所得が質的に変化して上記の継続性， 恒常性を獲得し， 所得源泉性を有することとなる場合」や， 「単に繰り返されただけでなく， 一定の条件の下で機械的， 網羅的に購入され， 個々の購入行為の独立性が希薄になっている場合， 全体的に見れば継続性を帯びる」場合に初めて， 「営利を目的とする継続的行為により生じた所得」になるものとされている。

##### (2) 本件ローン債務免除益が非継続要件を充足すること

前記のとおり， 本件ローン債務免除益の所得の発生原因は本件ローン債務

免除行為である。

そして、本件組合は、本件ローン契約による資金で購入した本件航空機1機のみを賃貸する事業を行うことを目的として組成されたものであり、組合組成から約6年後には本件航空機のリース料及び売却代金により本件借入金を全額返済し、組合事業を終了することが予定されていた。つまり、本件組合が本件融資銀行から本件借入金について債務免除を受けることは当初から予定されておらず、仮に本件のように最終的に免除を受けることになったとしても、繰り返し債務免除を受けることは全く予定されていなかったのであり、事実としても本件借入金に係る債務免除は一回限りしか行われていない。

また、本件航空機の担保権者であった本件融資銀行は、本件組合事業の終了時である平成19年3月当時、本件借入金の残債権として2117万ドル余を有しており、本件航空機の処分について、例えば、担保契約上の担保を実行してその売却代金を全額取得することも、代物弁済として本件航空機それ自体を自己の所有物とすることも可能であったし、本件のように任意売却するにしても、売却価格、時期、相手方等については様々な選択肢を有していたが、中古航空機市場や航空機リース市場の低迷等諸々の事情を考慮の上、上記のような選択肢の中から、本件航空機の任意売却に同意し、その売却代金をもってP11借入金を完済させ、その残額を受けただけで本件ローン契約を終了させるとの判断を行ったのである。すなわち、本件融資銀行は、本来は本件航空機の売却代金1700万ドル全額を受領できる権利を有していたにもかかわらず、本件組合との新たな合意により1400万ドル(本件航空機の売却代金からP11借入金の残高を控除した額)の受領をもって、残債務を免除するという本件ローン債務免除行為をすることを選択したのであり、本件ローン債務免除益は、その時点で本件融資銀行と本件組合が新たな合意により形成した法律関係(本件ロ

ーン債務免除行為)によって生じたものであって、本件組合の解散の結果として当然に生じたものではなく、本件ローン契約にノン・リコース条項が設けられていたことによって自動的に生じたものでもない。

したがって、本件ローン債務免除益の発生原因である本件ローン債務免除行為は、繰り返し生じることが予定されているものではなく、所得の源泉性を認めるに足る継続性や恒常性はないから、営利を目的とする継続的行為ではなく、これによって発生した本件ローン債務免除益は、非継続要件を充足する。

### (3) 被告の主張に対する反論

ア 被告は、本件ローン債務免除行為が所得の発生原因であることを認め、除外要件の判断では、そのことを前提とした主張をしながら、非継続要件の判断においては、所得の発生原因を意図的に本件組合事業にすり替えて主張しており、原告から繰り返し指摘を受けたにもかかわらず、説得力ある反論を一切行っていない。

イ また、被告は、所得区分の判断に当たり「当該所得が得られた直接的な原因に限らず、所得の性質や発生の態様及びそれに関連する事実関係をも総合考慮した上で、事実関係に即した法的評価を行い、各種所得の意義・要件を定めた規定のいずれに該当するかによって、所得区分が定まる」などと主張する。

しかし、上記のような被告の主張を前提とすると、非継続要件の判断において、所得の発生原因の他にあらゆる要素を同時に並列的に考慮することになる上、それらの要素をどのような基準又は順序で判断して非継続要件に当てはめるのかが一切明らかにされておらず、判断が恣意的にならざるを得ない。特に本件のように継続的な行為等に関連して所得が発生した場合、継続的な行為を「一時の所得」とどのように総合考慮するのか、その結果いかなる所得が一時所得となるのか、また「営利を目

的とする継続的行為から生じた所得」であるとして雑所得に該当するの  
か、はたまた、その場合除外要件で否定した事業所得や不動産所得など  
との相違をどのように考えるべきかなどについて、被告からは全く説明  
がない。

被告は上記のようなあいまいな解釈の下に、本件組合事業自体が営利  
性のある継続的行為であることや、本件ローン契約にノン・リコース条  
項が設けられていたことなど、被告の望む結論に沿う事情のみを強調し  
て、「総合判断」と称する恣意的判断を行って本件ローン債務免除益が  
継続的行為から生じた所得であると主張するが、このような解釈及び当  
てはめは租税法律主義に反するものである。

ウ さらに、民法上の任意組合を通じて得た所得については、構成員課税の  
原則が判例及び通説によって確立しており、構成員課税の原則に従うなら  
ば、本件組合によって行われた本件組合事業による所得に対する課税関係  
は、原告らが任意組合によらず個人で本件と同様の航空機賃貸事業を行い、  
事業終了時に原告らが本件ローン債務免除益を直接得た場合の所得分類を  
判断する際と同一にならなければならない、非継続要件を充足するかどう  
かについても、本件融資銀行による債務免除に所得源泉性を認めるに足りる  
継続性や恒常性があるか否かで判断しなければならないのであるが、所得  
の発生原因を意図的に本件組合事業とする被告の主張は、構成員課税の原  
則を無視するものである。

#### (4) 小括

以上のとおりであるから、本件ローン債務免除益は営利を目的とする継続  
的行為から生じた所得ではなく、非継続要件を充足する。

#### 5 本件ローン債務免除益が非対価要件を充足すること

非対価要件とは、法文上は「労務その他の役務又は資産の譲渡の対価として  
の性質を有しない所得」のことである。したがって、所得を受けた側において「労

務その他の役務」を提供するか、又は、「資産の譲渡」を行う必要があるところ、原告らが当初から一貫して主張してきたとおり、本件では原告らは一切そのような行為を行っていない。

被告の主張は、要するに経済的利益を受領する者の地位とその受領との間に何らかの牽連性があれば足りるということであると考えられるところ、経済的利益の給付を受ける者の地位及び職務を考慮し、「労務その他の役務」の対価を直接的な対価関係よりも広く解釈したとしても、「労務その他の役務」の提供を不要とするような解釈は明らかに文言に反する。

原告らは本件組合を通じて本件融資銀行から金員を借り入れ、その返済を行ってきただけであり、金員を借り入れた以上その返済を行うのは当然であって、これが役務の提供や資産の譲渡という債務免除の対価性を基礎付ける事情とはならないことは明白である。借り入れた金員を返済したという事実をもって役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有するというのであれば、債務免除益が一時所得に該当する場合は皆無となってしまいうのであって、極めて不合理である。

以上のとおり、本件ローン債務免除益は、労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものであり、非対価要件を充足する。

## 6 本件ローン債務免除益の所得区分

以上によれば、本件ローン債務免除益は、一時所得に該当する。

## 第2 本件手数料免除益は一時所得に該当すること

### 1 本件手数料免除益の所得の発生原因について

本件手数料免除益の所得の発生原因は、本件業務執行者が本件組合に対して行った本件手数料免除行為であり、この点は被告も認めるところである。

### 2 本件手数料免除益が不動産所得に該当しないこと

#### (1) 不動産所得の意義

不動産所得の法文上の要件である貸付けによる所得について、貸主が借

主に対して一定の期間、不動産等を使用又は収益させる対価としての性質を有する経済的利益又はこれに代わる性質を有するものと解釈することは当事者間に争いが無い。

(2) 本件手数料免除益が不動産所得に該当しないこと

本件手数料免除益は、本件組合事業の終了に当たり、本件組合に航空機売却後において支払う余剰資金がない等の事情を勘案し、本件業務執行者が本件組合に対して債務免除（本件手数料免除行為）をしたことによって発生したものである。本件手数料免除益の発生原因となった本件手数料免除行為を行った本件業務執行者は、本件航空機の借主ではないし、本件債務免除行為が、本件航空機を使用又は収益させたことの対価としてされたという事実がないことも明らかである。

前記の不動産所得の要件に当てはめると、本件手数料免除益は、貸主が借主に対して一定の期間航空機を使用又は収益させる対価としての性質を有する経済的利益、又は、これに代わる性質を有するものではないことは明白であるから、航空機の貸付けによる所得ではなく、不動産所得には該当しない。

(3) 被告の主張に対する主な反論

ア 被告は、本件手数料免除益が不動産所得に該当するとの理由として、所得区分の判断には「所得の性質や発生の態様及びこれらに関連する事実関係も考慮要素に含まれる」ところ、本件手数料免除益は「本件航空機の賃貸収入を得るために必要な費用のうち未払となっている債務が免除されたことにより生じた利益であり、課税標準である不動産所得の計算上、賃貸収入（賃借人から賃貸人に移転される経済的利益）から控除される費用（未払債務）が免除されたことによる利益（所得そのものの取戻し）」であるので、「賃借人から賃貸人に移転される経済的利益のうち目的物を使用収益する対価としての性質を有するもの」（貸付けによる所得）そのものに当たるなどとする経済的実質論を主張するが、

被告の上記主張は、法解釈論から逸脱した単なる直感論又は裸の実質論であり、所得税法の解釈論たり得ないのみならず租税法律主義にも反するものである。

そもそも、ある所得の所得区分は収入等によって判断されるものであり、必要経費は所得区分とは異なる概念である。本件手数料免除行為により免除された債務が不動産所得の必要経費に算入されていたとしても、それが本件航空機を使用収益する対価となるか否かは別問題である。すなわち、本件手数料免除益が不動産所得であるといえるためには、それが同法26条1項に規定される「航空機（中略）の貸付けによる所得」でなければならない。単に本件手数料が同法37条1項に基づいて不動産所得の必要経費となることや、必要経費に算入された本件手数料の債務免除によって経済的には所得の取戻しが生じたということを主張するだけでは失当である。

なお、被告は所得税法施行令94条1項に触れ、同項は「対応関係にある収入と費用とを同じ所得種類に属させる典型的な状況を例示的に定めたものと理解されるべき」などと根拠なく主張するが、対応関係にある収入と費用を同じ所得区分に属させるとの規範は所得税法上見当たらず、これを根拠なく前提として論証すること自体が誤りである。

イ また、被告は、本件手数料免除益は「不動産所得の計算上、賃貸収入（中略）から控除される費用（中略）が免除されたことによる利益（所得そのものの取戻し）」であるので、「賃借人から賃貸人に移転される経済的利益のうち目的物を使用収益する対価としての性質を有するもの」そのものに当たるとも主張するが、本件手数料免除益は本件業務執行者から本件組合（すなわち本件業務執行者以外の本件各組合員）に移転した経済的利益であって、本件航空機の賃借人である航空会社から移転したものではない。

ウ 仮に、被告の主張するように、本件手数料免除益は所得の取戻しであるため不動産所得となるとすれば、過去の課税処分に遡って修正申告させるか、年度毎に更正処分を行うことが検討されなければならない。

特に本件においては、納税者が個人であるところ、所得税法は累進税率を採用しているため（平成25年法律第5号による改正前の同法89条）、債務免除された金額を当該年に一括して帰属させる場合と、経費として毎年に分けて帰属させる場合とでは、大きく税額が異なり得る。このため、本来あるべき税額とは異なる税額により課税がなされるという不合理な結論となってしまう。このような結論は実質的にみても不当であり、被告の主張する所得の取戻し論が誤りであることを示すものである。

#### (4) 小括

以上のとおりであるから、本件手数料免除益は「航空機の貸付けによる所得」に該当せず、不動産所得に該当しない。

### 3 本件手数料免除益は一時所得に該当すること

被告は、予備的主張として、本件手数料免除益が本件組合の組合員であるが故に生じたものであるから、営利を目的とする継続的行為から生じた所得及び労務その他の役務の対価としての性質を有する所得に該当するとして、雑所得に該当すると主張するが、このような主張がすり替え論法であり、かつ、構成員課税の原則に反するものであることは、本件ローン債務免除益について検討したのと同様である。

本件手数料免除益の発生原因は本件手数料免除行為であるところ、本件手数料免除行為は、本件組合事業終了時に本件手数料を支払う資金がない等の事情に鑑みて、本件業務執行者がやむなく行ったものであり、本件組合事業の開始時において想定されず、本件組合契約上も繰り返して生じることは予定されていなかったし、事実としても本件業務執行者により行われた1回限りのもので

あったから、本件手数料免除益は非継続要件を充足する。

また、本件組合契約上、本件各組合員が本件業務執行者に対して労務その他の役務を提供することは想定されておらず、実際に労務その他の役務を提供した事実はないのであるから、本件手数料免除益は、労務その他の役務の対価としての性質を有するものではなく、非対価要件も充足する。

したがって、本件手数料免除益は、前記のとおり、不動産所得に該当せず、除外要件を充足するし、非継続要件及び非対価要件も充足するから、一時所得に該当する。

### 第3 結語

以上のとおり、本件各免除益は、一時所得に該当する。

以上

(別紙 9)

原告らに係る所得税の計算書

1 原告 P 1

(1) 総所得金額 8879万6320円

上記金額は、次のアの不動産所得の金額、イの給与所得の金額及びウの雑所得の金額と、エの長期譲渡所得の金額及びオの一時所得の金額の各2分の1に相当する金額との合計額である（所得税法22条2項）。

ア 不動産所得の金額 23万6929円

上記金額は、原告 P 1 が本件組合を通じて行っていた本件航空機の賃貸による賃貸料収入のうち原告 P 1 の出資割合に応じた部分の金額 207万9090円から、当該賃貸料収入に係る為替差損 12万6218円、支払手数料 4万4354円、支払利息 127万5482円及び減価償却費 29万6107円を差し引いた上で、租税特別措置法 25 条の 2 第 1 項 1 号に規定する青色申告特別控除額 10 万円を控除した後の残額であり（甲 B イ 3）、被告が本件訴訟において主張する原告 P 1 の不動産所得の金額から、原告 P 1 の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額 124万9588円を控除した金額と一致するものである（本件手数料免除益を除けば、原告 P 1 の不動産所得が上記金額となることは、当事者間に争いがない。）。

イ 給与所得の金額 3392万5000円

上記金額は、原告 P 1 確定申告と原告 P 1 更正処分で一致するものであり（甲 B イ 2）、当事者間に争いがない。

ウ 雑所得の金額 360万1513円

上記金額は、本件航空機の売却日における借入金及び未払金の残高に係る同日の為替レートを基礎として算定された為替差益のうち、原告 P 1 の出資割合に応じた部分の金額であり（甲 B イ 1）、被告が本件訴訟におい

て主張する原告P1の雑所得の金額から、原告P1の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額3874万8538円を控除した金額と一致するものである（本件ローン債務免除益を除けば、原告P1の雑所得が上記金額となることは、当事者間に争いが無い。）。

エ 長期譲渡所得の金額 6256万7630円

上記金額は、所得税法33条3項の規定に従って、次の(ア)の総収入金額から、(イ)の取得費及び譲渡費用の金額を控除した残額から、同条4項に規定する譲渡所得の特別控除額50万円を控除した金額（同法22条2項2号による2分の1相当額算定前のもの）であり、当事者間に争いが無い。

(ア) 総収入金額 1億2381万3977円

上記金額は、本件航空機の売却に係る収入金額のうち原告P1の出資割合に応じた部分の金額9181万3977円と、原告P1が平成19年中に行った船舶の売却に係る収入金額3200万円との合計額である（甲Bイ3）。

(イ) 取得費及び譲渡費用の金額 6074万6347円

上記金額は、本件航空機の取得費（未償却残高）1557万7921円、弁護士費用23万9718円及び売却調整金58万5089円並びに上記(ア)の船舶の取得費（未償却残高）4434万3619円の合計額である（甲Bイ3）。

オ 一時所得の金額 3949万8126円

上記金額は、所得税法34条2項の規定に従って、次の(ア)の原告P1の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額と(イ)の原告P1の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額の合計額から、同条3項に規定する一時所得の特別控除額50万円を控除した金額（同法22条2項2号による2分の1相当額算定前のもの）である。

(ア) 原告P1の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額

3874万8538円

上記金額は、本件組合が本件融資銀行から本件ローン債務免除行為を受けたことによって生じた本件ローン債務免除益のうち、別紙3出資金等一覧表のとおり、原告P1の出資割合に応じた部分の金額であり、本文中の判断のとおり、原告P1の一時所得に該当する。

(イ) 原告P1の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額

124万9588円

上記金額は、本件組合が本件業務執行者から本件手数料免除行為を受けたことによって生じた本件手数料免除益のうち、別紙3出資金等一覧表のとおり、原告P1の出資割合に応じた部分の金額であり、本文中の判断のとおり、原告P1の一時所得に該当する。

(2) 所得控除の額の合計額 152万5834円

上記金額は、原告P1確定申告と原告P1更正処分で一致するものであり(甲Bイ2)、当事者間に争いが無い。

(3) 課税される所得金額(課税総所得金額) 8727万0000円

上記金額は、上記(1)の総所得金額8879万6320円から上記(2)の所得控除の額の合計額152万5834円を控除した後の金額(国税通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

(4) 納付すべき税額 2209万1700円

上記金額は、次のアの算出税額から、イの源泉徴収税額を差し引いた後の金額(国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

ア 算出税額 3211万2000円

上記金額は、上記(3)の課税総所得金額8727万円に所得税法(平成25年法律第5号による改正前のもの)89条1項所定の税率を乗じて算出

した金額である。

イ 源泉徴収税額 1 0 0 2 万 0 2 9 0 円

上記金額は，原告 P 1 確定申告と原告 P 1 更正処分で一致するものであり（甲 B イ 2），当事者間に争いがない。

## 2 原告 P 2

(1) 総所得金額 6 2 9 9 万 5 8 4 9 円

上記金額は，次のアの事業所得の金額（損失の額）をイの不動産所得の金額及びウの雑所得の金額と損益通算（所得税法 6 9 条 1 項及び同法施行令 1 9 8 条）した後の金額と，エの長期譲渡所得の金額及びオの一時所得の金額の各 2 分の 1 に相当する金額との合計額である（同法 2 2 条 2 項）。

ア 事業所得の金額 △ 5 8 万 9 6 3 6 円

上記金額は，原告 P 2 確定申告と原告 P 2 更正処分で一致するものであり（甲 B ロ 2），当事者間に争いがない。なお，金額の前の△は，損失の額を表す。

イ 不動産所得の金額 5 3 万 0 5 3 9 円

上記金額は，原告 P 2 確定申告における金額であり（甲 B ロ 2），被告が本件訴訟において主張する原告 P 2 の不動産所得の金額から，原告 P 2 の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額 1 2 4 万 9 5 8 8 円を控除した金額と一致するものである（本件手数料免除益を除けば，原告 P 2 の不動産所得が上記金額となることは，当事者間に争いがない。）。

ウ 雑所得の金額 5 3 6 万 4 6 1 1 円

上記金額は，原告 P 2 確定申告における雑所得の金額 4 5 3 6 万 2 7 3 7 円から，原告 P 2 の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額 1 2 4 万 9 5 8 8 円及び原告 P 2 の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額 3 8 7 4 万 8 5 3 8 円を差し引いた金額（原告 P 2 更正請求における雑所得の金額）であり（甲 B ロ 1，甲 B ロ 4 の 1），被告が本件訴訟におい

て主張する原告P2の雑所得の金額から、原告P2の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額3874万8538円を控除した金額と一致するものである（本件ローン債務免除益を除けば、原告P2の雑所得が上記金額となることは、当事者間に争いが無い。）。

エ 長期譲渡所得の金額 7588万2544円

上記金額は、原告P2確定申告と原告P2更正処分で一致するもの（所得税法22条2項2号による2分の1相当額算定前のもの）であり（甲Bロ2，甲Bロ3），当事者間に争いが無い。

オ 一時所得の金額 3949万8126円

上記金額は、所得税法34条2項の規定に従って、次の(ア)の原告P2の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額と(イ)の原告P2の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額の合計額から、同条3項に規定する一時所得の特別控除額50万円を控除した金額（同法22条2項2号による2分の1相当額算定前のもの）である。

(ア) 原告P2の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額

3874万8538円

上記金額は、本件組合が本件融資銀行から本件ローン債務免除行為を受けたことによって生じた本件ローン債務免除益のうち、別紙3出資金等一覧表のとおり、原告P2の出資割合に応じた部分の金額であり、本文中の判断のとおり、原告P2の一時所得に該当する。

(イ) 原告P2の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額

124万9588円

上記金額は、本件組合が本件業務執行者から本件手数料免除行為を受けたことによって生じた本件手数料免除益のうち、別紙3出資金等一覧表のとおり、原告P2の出資割合に応じた部分の金額であり、本文中の判断のとおり、原告P2の一時所得に該当する。

- (2) 上場株式等の譲渡所得等の金額 493万7493円  
上記金額は、原告P2確定申告と原告P2更正処分で一致するものであり  
(甲Bロ2)，当事者間に争いが無い。
- (3) 先物取引に係る雑所得等の金額 0円  
上記金額は、原告P2確定申告と原告P2更正処分で一致するものであり  
(甲Bロ2)，当事者間に争いが無い。
- (4) 所得控除の額の合計額 92万6004円  
上記金額は、次のアの社会保険料控除の額及びイのその他の所得控除の額  
の合計額である。
- ア 社会保険料控除の額 45万8600円  
上記金額は、原告P2更正請求と原告P2更正処分で一致するものであ  
り(甲Bロ2，甲Bロ4)，当事者間に争いが無い。
- イ その他の所得控除の額 46万7404円  
上記金額は、原告P2確定申告と原告P2更正処分で一致するものであ  
り(甲Bロ2，甲Bロ4)，当事者間に争いが無い。
- (5) 課税される所得金額
- ア 課税総所得金額 6206万9000円  
上記金額は、上記(1)の総所得金額6299万5849円から上記(4)の  
所得控除の額の合計額92万6004円を控除した後の金額(国税通則法  
118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。
- イ 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 493万7000円  
上記金額は、上記(2)の上場株式等の譲渡所得等の金額493万7493  
円から国税通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた  
後の金額である。
- ウ 先物取引に係る課税雑所得等の金額 0円  
上記金額は、上記(3)の先物取引に係る雑所得等の金額が0円であること

から0円となる。

(6) 納付すべき税額 2104万5400円

上記金額は、次のアの算出税額から、イの源泉徴収税額を差し引いた後の金額（国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

ア 算出税額 2237万7190円

上記金額は、次の(ア)の課税総所得金額に対する税額及び(イ)の上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額の合計額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 2203万1600円

上記金額は、前記(5)アの課税総所得金額6206万9000円に所得税法（平成25年法律第5号による改正前のもの）89条1項所定の税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額

34万5590円

上記金額は、前記(5)イの上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額493万7000円に租税特別措置法37条の11第1項所定の税率(7%)を乗じて算出した金額である。

(ウ) 先物取引に係る課税雑所得等の金額に対する税額 0円

上記金額は、前記(5)ウの先物取引に係る課税雑所得等の金額が0円であることから0円となる。

イ 源泉徴収税額 133万1712円

上記金額は、原告P2確定申告と原告P2更正処分で一致するものであり（甲Bロ2）、当事者間に争いがない。

### 3 原告P3

(1) 総所得金額 6186万4106円

上記金額は、次のアの不動産所得の金額及びイの雑所得の金額と、ウの長

期譲渡所得の金額及びエの一時所得の金額の各2分の1に相当する金額の合計額である（所得税法22条2項）。

ア 不動産所得の金額 40万0670円

上記金額は、原告P3確定申告における金額であり（甲Bハ4の1）、被告が本件訴訟において主張する原告P3の不動産所得の金額から、原告P3の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額124万9588円を控除した金額と一致するものである（本件手数料免除益を除けば、原告P3の不動産所得が上記金額となることは、当事者間に争いが無い。）。

イ 雑所得の金額 360万1513円

上記金額は、本件航空機の売却日における借入金及び未払金の残高に係る同日の為替レートを基礎として算定された為替差益のうち、原告P3の出資割合に応じた部分の金額（原告P3更正請求における雑所得の金額）であり（甲Bハ1、甲Bハ4の1）、被告が本件訴訟において主張する原告P3の雑所得の金額から、原告P3の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額3874万8538円を控除した金額と一致するものである（本件ローン債務免除益を除けば、原告P3の雑所得が上記金額となることは、当事者間に争いが無い。）。

ウ 長期譲渡所得の金額 7622万5721円

上記金額は、原告P3確定申告における金額（所得税法22条2項2号による2分の1相当額算定前のもの）であり（甲Bハ3、甲Bハ4の1）、被告が本件訴訟において主張する原告P3の長期譲渡所得の金額と一致しており、当事者間に争いが無い。

エ 一時所得の金額 3949万8126円

上記金額は、所得税法34条2項の規定に従って、次の(ア)の原告P3の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額と(イ)の原告P3の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額の合計額から、同条3項に規定する

一時所得の特別控除額 50 万円を控除した金額（同法 22 条 2 項 2 号による 2 分の 1 相当額算定前のもの）である。

(ア) 原告 P 3 の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額

3874 万 8538 円

上記金額は、本件組合が本件融資銀行から本件ローン債務免除行為を受けたことによって生じた本件ローン債務免除益のうち、別紙 3 出資金等一覧表のとおり、原告 P 3 の出資割合に応じた部分の金額であり、本文中の判断のとおり、原告 P 3 の一時所得に該当する。

(イ) 原告 P 3 の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額

124 万 9588 円

上記金額は、本件組合が本件業務執行者から本件手数料免除行為を受けたことによって生じた本件手数料免除益のうち、別紙 3 出資金等一覧表のとおり、原告 P 3 の出資割合に応じた部分の金額であり、本文中の判断のとおり、原告 P 3 の一時所得に該当する。

(2) 上場株式等の譲渡所得等の金額 387 万 7910 円

上記金額は、原告 P 3 確定申告における金額であり（甲 B ハ 4 の 1）、被告が本件訴訟において主張する原告 P 3 の上場株式等の譲渡所得等の金額と一致しており、当事者間に争いが無い。

(3) 所得控除の額の合計額 218 万 5816 円

上記金額は、原告 P 3 確定申告における金額であり（甲 B ハ 3）、被告が本件訴訟において主張する原告 P 3 の所得控除の額の合計額と一致しており、当事者間に争いが無い。

(4) 課税される所得金額

ア 課税総所得金額 5967 万 8000 円

上記金額は、上記(1)の総所得金額 6186 万 4106 円から上記(3)の所得控除の額の合計額 218 万 5816 円を控除した後の金額（国税通則

法 118 条 1 項により 1000 円未満の端数を切り捨てた後のもの) である。

イ 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 387 万 7000 円

上記金額は、上記(2)の上場株式等の譲渡所得等の金額 387 万 7910 円から、国税通則法 118 条 1 項により 1000 円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(5) 納付すべき税額 2134 万 6500 円

上記金額は、次のアの課税総所得金額に対する税額及びイの上場株式等に  
係る課税譲渡所得等の金額に対する税額の合計額（国税通則法 119 条 1 項  
により 100 円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

ア 課税総所得金額に対する税額 2107 万 5200 円

上記金額は、前記(4)アの課税総所得金額 5967 万 8000 円に所得税  
法（平成 25 年法律第 5 号による改正前のもの）89 条 1 項所定の税率を  
乗じて算出した金額である。

イ 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額

27 万 1390 円

上記金額は、前記(4)イの上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 387  
万 7000 円に租税特別措置法 37 条の 11 第 1 項所定の税率（7%）を  
乗じて算出した金額である。

#### 4 原告 P 4

(1) 総所得金額 3 億 5143 万 7441 円

上記金額は、次のアの事業所得の金額、イの不動産所得の金額及びウの  
雑所得の金額と、エの長期譲渡所得の金額及びオの一時所得の金額の各 2  
分の 1 に相当する金額との合計額である（所得税法 22 条 2 項）。

ア 事業所得の金額 2 億 2753 万 8540 円

上記金額は、原告 P 4 確定申告と原告 P 4 更正処分で一致するもので

あり（甲Bニ2），当事者間に争いが無い。

イ 不動産所得の金額 35万1334円

上記金額は，原告P4確定申告における金額であり（甲Bニ2），被告が本件訴訟において主張する原告P4の不動産所得の金額から，原告P4の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額249万9176円を控除した金額と一致するものである（本件手数料免除益を除けば，原告P4の不動産所得が上記金額となることは，当事者間に争いが無い。）。

ウ 雑所得の金額 732万0737円

上記金額は，原告P4確定申告における金額であり（甲Bニ2），被告が本件訴訟において主張する原告P4の雑所得の金額から，原告P4の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額7749万7076円を控除した金額と一致するものである（本件ローン債務免除益を除けば，原告P4の雑所得が上記金額となることは，当事者間に争いが無い。）。

エ 長期譲渡所得の金額 1億5295万7409円

上記金額は，原告P4確定申告と原告P4更正処分で一致するもの（所得税法22条2項2号による2分の1相当額算定前のもの）であり（甲Bニ2，弁論の全趣旨），当事者間に争いが無い。

オ 一時所得の金額 7949万6252円

上記金額は，所得税法34条2項の規定に従って，次の(ア)の原告P4の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額と(イ)の原告P4の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額の合計額から，同条3項に規定する一時所得の特別控除額50万円を控除した金額（同法22条2項2号による2分の1相当額算定前のもの）である。

(ア) 原告P4の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額

7749万7076円

上記金額は，本件組合が本件融資銀行から本件ローン債務免除行為

を受けたことによって生じた本件ローン債務免除益のうち，別紙3出資金等一覧表のとおり，原告P4の出資割合に応じた部分の金額であり，本文中の判断のとおり，原告P4の一時所得に該当する。

(イ) 原告P4の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額

249万9176円

上記金額は，本件組合が本件業務執行者から本件手数料免除行為を受けたことによって生じた本件手数料免除益のうち，別紙3出資金等一覧表のとおり，原告P4の出資割合に応じた部分の金額であり，本文中の判断のとおり，原告P4の一時所得に該当する。

(2) 所得控除の額の合計額 232万9515円

上記金額は，原告P4確定申告と原告P4更正処分で一致するものであり（甲Bニ2），当事者間に争いが無い。

(3) 課税される所得金額（課税総所得金額） 3億4910万7000円

上記金額は，上記(1)の総所得金額3億5143万7441円から上記(2)の所得控除の額の合計額232万9515円を控除した後の金額（国税通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(4) 申告納税額 1億2847万5900円

上記金額は，次のアの算出税額から，イの源泉徴収税額を差し引いた後の金額（国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

ア 算出税額 1億3684万6800円

上記金額は，上記(3)の課税総所得金額3億4910万7000円に所得税法（平成25年法律第5号による改正前のもの）89条1項所定の税率を乗じて算出した金額である。

イ 源泉徴収税額 837万0815円

上記金額は、原告P4確定申告と原告P4更正処分で一致するものであり（甲Bニ2）、当事者間に争いが無い。

(5) 納付すべき税額 8101万6300円

上記金額は、前記(4)の申告納税額から、原告P4確定申告と原告P4更正処分で一致する予定納税額4745万9600円（甲Bニ2）を差し引いた後の金額（国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

## 5 原告P5

(1) 総所得金額 1億2405万8438円

上記金額は、次のアの不動産所得の金額、イの給与所得の金額及びウの雑所得の金額と、エの長期譲渡所得の金額及びオの一時所得の金額の各2分の1に相当する金額との合計額である（所得税法22条2項）。

ア 不動産所得の金額 3117万5366円

上記金額は、原告P5確定申告における金額であり（甲Bホ2）、被告が本件訴訟において主張する原告P5の不動産所得の金額から、原告P5の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額124万9588円を控除した金額と一致するものである（本件手数料免除益を除けば、原告P5の不動産所得が上記金額となることは、当事者間に争いが無い。）。

イ 給与所得の金額 3174万0000円

上記金額は、原告P5確定申告と原告P5更正処分で一致するものであり（甲Bホ2）、当事者間に争いが無い。

ウ 雑所得の金額 393万8385円

上記金額は、原告P5確定申告における金額であり（甲Bホ2）、被告が本件訴訟において主張する原告P5の雑所得の金額から、原告P5の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額3874万8538円を控除した金額と一致するものである（本件ローン債務免除益を除けば、原告P

5の雑所得が上記金額となることは、当事者間に争いが無い。)

エ 長期譲渡所得の金額 7491万1249円

上記金額は、原告P5確定申告と原告P5更正処分で一致する金額(所得税法22条2項2号による2分の1相当額算定前のもの)であり(甲Bホ2, 弁論の全趣旨), 当事者間に争いが無い。

オ 一時所得の金額 3949万8126円

上記金額は、所得税法34条2項の規定に従って、次の(ア)の原告P5の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額と(イ)の原告P5の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額の合計額から、同条3項に規定する一時所得の特別控除額50万円を控除した金額(同法22条2項2号による2分の1相当額算定前のもの)である。

(ア) 原告P5の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額

3874万8538円

上記金額は、本件組合が本件融資銀行から本件ローン債務免除行為を受けたことによって生じた本件ローン債務免除益のうち、別紙3出資金等一覧表のとおり、原告P5の出資割合に応じた部分の金額であり、本文中の判断のとおり、原告P5の一時所得に該当する。

(イ) 原告P5の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額

124万9588円

上記金額は、本件組合が本件業務執行者から本件手数料免除行為を受けたことによって生じた本件手数料免除益のうち、別紙3出資金等一覧表のとおり、原告P5の出資割合に応じた部分の金額であり、本文中の判断のとおり、原告P5の一時所得に該当する。

(2) 所得控除の額の合計額 482万7822円

上記金額は、原告P5確定申告と原告P5更正処分で一致するものであり(甲Bホ2), 当事者間に争いが無い。

(3) 課税される所得金額（課税総所得金額） 1億1923万0000円

上記金額は、上記(1)の総所得金額1億2405万8438円から上記(2)の所得控除の額の合計額482万7822円を控除した後の金額（国税通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(4) 申告納税額 3734万6200円

上記金額は、次のアの算出税額から、イの源泉徴収税額を差し引いた後の金額（国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

ア 算出税額 4489万6000円

上記金額は、上記(3)の課税総所得金額1億1923万円に所得税法（平成25年法律第5号による改正前のもの）89条1項所定の税率を乗じて算出した金額である。

イ 源泉徴収税額 754万9800円

上記金額は、原告P5確定申告と原告P5更正処分で一致するものであり（甲Bホ2）、当事者間に争いが無い。

(5) 納付すべき税額 3448万7000円

上記金額は、前記(4)の申告納税額から、原告P5確定申告と原告P5更正処分で一致する予定納税額285万9200円（甲Bホ2）を差し引いた後の金額（国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

## 6 原告P6

(1) 総所得金額 1億2632万0379円

上記金額は、次のアの不動産所得の金額、イの給与所得の金額及びウの雑所得の金額と、エの長期譲渡所得の金額及びオの一時所得の金額の各2分の1に相当する金額との合計額である（所得税法22条2項）。

ア 不動産所得の金額 946万5504円

上記金額は、原告P6修正申告における金額であり（甲Bへ2）、被告が本件訴訟において主張する原告P6の不動産所得の金額から、原告P6の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額124万9588円を控除した金額と一致するものである（本件手数料免除益を除けば、原告P6の不動産所得が上記金額となることは、当事者間に争いが無い。）。

イ 給与所得の金額 3785万8000円

上記金額は、原告P6修正申告と原告P6更正処分で一致するものであり（甲Bへ2）、当事者間に争いが無い。

ウ 雑所得の金額 2115万9935円

上記金額は、原告P6修正申告における金額であり（甲Bへ2）、被告が本件訴訟において主張する原告P6の雑所得の金額から、原告P6の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額3874万8538円を控除した金額と一致するものである（本件ローン債務免除益を除けば、原告P6の雑所得が上記金額となることは、当事者間に争いが無い。）。

エ 長期譲渡所得の金額 7617万5755円

上記金額は、原告P6修正申告と原告P6更正処分で一致するもの（所得税法22条2項2号による2分の1相当額算定前のもの）であり（甲Bへ2、甲Bへ3）、当事者間に争いが無い。

オ 一時所得の金額 3949万8126円

上記金額は、所得税法34条2項の規定に従って、次の(ア)の原告P6の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額と(イ)の原告P6の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額の合計額から、同条3項に規定する一時所得の特別控除額50万円を控除した金額（同法22条2項2号による2分の1相当額算定前のもの）である。

(ア) 原告P6の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額

3874万8538円

上記金額は、本件組合が本件融資銀行から本件ローン債務免除行為を受けたことによって生じた本件ローン債務免除益のうち、別紙3出資金等一覧表のとおり、原告P6の出資割合に応じた部分の金額であり、本文中の判断のとおり、原告P6の一時所得に該当する。

(イ) 原告P6の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額

124万9588円

上記金額は、本件組合が本件業務執行者から本件手数料免除行為を受けたことによって生じた本件手数料免除益のうち、別紙3出資金等一覧表のとおり、原告P6の出資割合に応じた部分の金額であり、本文中の判断のとおり、原告P6の一時所得に該当する。

(2) 上場株式等の譲渡所得等の金額 3312万6721円

上記金額は、原告P6修正申告と原告P6更正処分で一致するものであり(甲Bへ2)、当事者間に争いがない。

(3) 所得控除の額の合計額 298万3165円

上記金額は、原告P6修正申告と原告P6更正処分で一致するものであり(甲Bへ2)、当事者間に争いがない。

(4) 課税される所得金額

ア 課税総所得金額 1億2333万7000円

上記金額は、上記(1)の総所得金額1億2632万0379円から上記(3)の所得控除の額の合計額298万3165円を控除した後の金額(国税通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

イ 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 3312万6000円

上記金額は、上記(2)の上場株式等の譲渡所得等の金額3312万6721円から国税通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(5) 納付すべき税額 3722万5600円

上記金額は、次のアの算出税額から、イの源泉徴収税額を差し引いた後の金額（国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

ア 算出税額 4885万7620円

上記金額は、次の(ア)の課税総所得金額に対する税額及び(イ)の上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額の合計額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 4653万8800円

上記金額は、前記(4)アの課税総所得金額1億2333万7000円に所得税法（平成25年法律第5号による改正前のもの）89条1項所定の税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額

231万8820円

上記金額は、前記(4)イの上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額3312万6000円に租税特別措置法37条の11第1項所定の税率（7%）を乗じて算出した金額である。

イ 源泉徴収税額 1163万1937円

上記金額は、原告P6修正申告と原告P6更正処分で一致するものであり（甲Bへ2）、当事者間に争いがない。

## 7 原告P7

(1) 総所得金額 1億5477万5308円

上記金額は、次のアの不動産所得の金額と、ウの長期譲渡所得の金額及びエの一時所得の金額の各2分の1に相当する金額との合計額である（所得税法22条2項）。なお、マイナスとなっているイの雑所得の金額については、損益通算をすることができない。

ア 不動産所得の金額 332万5996円

上記金額は、原告 P 7 確定申告における金額であり（甲 B ト 2），被告が本件訴訟において主張する原告 P 7 の不動産所得の金額から、原告 P 7 の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額 2 1 2 万 4 3 0 0 円を控除した金額と一致するものである（本件手数料免除益を除けば、原告 P 7 の不動産所得が上記金額となることは、当事者間に争いが無い。）。

イ 雑所得の金額 △ 1 9 1 万 2 4 8 9 円

上記金額は、原告 P 7 確定申告における金額であり（甲 B ト 4），被告が本件訴訟において主張する原告 P 7 の雑所得の金額から、原告 P 7 の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額 6 5 8 7 万 2 5 1 4 円を控除した金額と一致するものである（本件ローン債務免除益を除けば、原告 P 7 の雑所得が上記金額となることは、当事者間に争いが無い。）。

なお、金額の前の△は損失の金額を表す。

ウ 長期譲渡所得の金額 2 億 3 5 4 0 万 1 8 1 1 円

上記金額は、原告 P 7 確定申告と原告 P 7 更正処分と一致するもの（所得税法 2 2 条 2 項 2 号による 2 分の 1 相当額算定前のもの）であり（甲 B ト 2，甲 B ト 3），当事者間に争いが無い。

エ 一時所得の金額 6 7 4 9 万 6 8 1 4 円

上記金額は、所得税法 3 4 条 2 項の規定に従って、次の(ア)の原告 P 7 の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額と(イ)の原告 P 7 の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額の合計額から、同条 3 項に規定する一時所得の特別控除額 5 0 万円を控除した金額（同法 2 2 条 2 項 2 号による 2 分の 1 相当額算定前のもの）である。

(ア) 原告 P 7 の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額

6 5 8 7 万 2 5 1 4 円

上記金額は、本件組合が本件融資銀行から本件ローン債務免除行為を受けたことによって生じた本件ローン債務免除益のうち、別紙 3 出

資金等一覧表のとおり，原告P7の出資割合に応じた部分の金額であり，本文中の判断のとおり，原告P7の一時所得に該当する。

(イ) 原告P7の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額

212万4300円

上記金額は，本件組合が本件業務執行者から本件手数料免除行為を受けたことによって生じた本件手数料免除益のうち，別紙3出資金等一覧表のとおり，原告P7の出資割合に応じた部分の金額であり，本文中の判断のとおり，原告P7の一時所得に該当する。

(2) 所得控除の額の合計額 265万1530円

上記金額は，原告P7確定申告と原告P7更正処分で一致するものであり（甲Bト2），当事者間に争いが無い。

(3) 課税される所得金額（課税総所得金額） 1億5212万3000円

上記金額は，上記(1)の総所得金額1億5477万5308円から上記(2)の所得控除の額の合計額265万1530円を控除した後の金額（国税通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(4) 納付すべき税額 5805万3200円

上記金額は，上記(3)の課税総所得金額1億5212万3000円に所得税法（平成25年法律第5号による改正前のもの）89条1項所定の税率を乗じて算出した金額である。

## 8 原告P8

(1) 総所得金額 2億8132万8525円

上記金額は，次のアの不動産所得の金額，イの配当所得の金額，ウの給与所得の金額及びエの雑所得の金額と，オの長期譲渡所得の金額及びカの一時所得の金額の各2分の1に相当する金額との合計額である（所得税法22条2項）。

ア 不動産所得の金額

74万6779円

上記金額は、原告P8確定申告における金額であり（甲Bチ2）、被告が本件訴訟において主張する原告P8の不動産所得の金額から、原告P8の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額249万9176円を控除した金額と一致するものである（本件手数料免除益を除けば、原告P8の不動産所得が上記金額となることは、当事者間に争いが無い。）。

イ 配当所得の金額

3568万1300円

上記金額は、原告P8確定申告と原告P8更正処分で一致するものであり（甲Bチ2）、当事者間に争いが無い。

ウ 給与所得の金額

9833万5000円

上記金額は、原告P8確定申告と原告P8更正処分で一致するものであり（甲Bチ2）、当事者間に争いが無い。

エ 雑所得の金額

79万6620円

上記金額は、原告P8確定申告における金額であり（甲Bチ2）、被告が本件訴訟において主張する原告P8の雑所得の金額から、原告P8の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額7749万7076円を控除した金額と一致するものである（本件ローン債務免除益を除けば、原告P8の雑所得が上記金額となることは、当事者間に争いが無い。）。

オ 長期譲渡所得の金額

2億1204万1401円

上記金額は、原告P8確定申告と原告P8更正処分で一致するもの（所得税法22条2項2号による2分の1相当額算定前のもの）であり（甲Bチ2、甲Bチ3）、当事者間に争いが無い。

カ 一時所得の金額

7949万6252円

上記金額は、所得税法34条2項の規定に従って、次の(ア)の原告P8の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額と(イ)の原告P8の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額の合計額から、同条3項に規定す

る一時所得の特別控除額50万円を控除した金額（同法22条2項2号による2分の1相当額算定前のもの）である。

(ア) 原告P8の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額

7749万7076円

上記金額は、本件組合が本件融資銀行から本件ローン債務免除行為を受けたことによって生じた本件ローン債務免除益のうち、別紙3出資金等一覧表のとおり、原告P8の出資割合に応じた部分の金額であり、本文中の判断のとおり、原告P8の一時所得に該当する。

(イ) 原告P8の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額

249万9176円

上記金額は、本件組合が本件業務執行者から本件手数料免除行為を受けたことによって生じた本件手数料免除益のうち、別紙3出資金等一覧表のとおり、原告P8の出資割合に応じた部分の金額であり、本文中の判断のとおり、原告P8の一時所得に該当する。

(2) 株式等に係る譲渡所得等の金額 0円

上記金額は、原告P8確定申告と原告P8更正処分で一致するものであり（甲Bチ2）、当事者間に争いがない。

(3) 所得控除の額の合計額 313万7366円

上記金額は、原告P8確定申告と原告P8更正処分で一致するものであり（甲Bチ2）、当事者間に争いがない。

(4) 課税される所得金額

ア 課税総所得金額 2億7819万1000円

上記金額は、上記(1)の総所得金額2億8132万8525円から上記(3)の所得控除の額の合計額313万7366円を控除した後の金額（国税通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

イ 株式等に係る課税譲渡所得等の金額 0円

上記金額は、上記(2)の株式等に係る譲渡所得等の金額が0円であることから0円となる。

(5) 申告納税額 6402万9100円

上記金額は、次のアの算出税額から、イの配当控除の額及びウの源泉徴収税額を差し引いた後の金額（国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

ア 算出税額 1億0848万0400円

上記金額は、次の(ア)の課税総所得金額に対する税額及び(イ)の株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額の合計額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 1億0848万0400円

上記金額は、前記(4)アの課税総所得金額2億7819万1000円に所得税法（平成25年法律第5号による改正前のもの）89条1項所定の税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額 0円

上記金額は、前記(4)イの株式等に係る課税譲渡所得等の金額が0円であることから0円となる。

イ 配当控除の額 178万4065円

上記金額は、上記(1)イの配当所得の金額3568万1300円に、所得税法92条1項所定の100分の5の割合を乗じて算出した金額である。

ウ 源泉徴収税額 4266万7184円

上記金額は、原告P8確定申告と原告P8更正処分で一致するものであり（甲Bチ2）、当事者間に争いがない。

(6) 納付すべき税額 6024万4100円

上記金額は、前記(5)の申告納税額から、原告P8確定申告及び原告P8更正処分で一致する予定納税額378万5000円（甲Bチ2）を差し引いた

後の金額（国税通則法 119 条 1 項により 100 円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

## 9 原告 P 9

(1) 総所得金額 1 億 5 5 3 3 万 6 6 8 9 円

上記金額は、次のアの不動産所得の金額、イの配当所得の金額、ウの給与所得の金額及びエの雑所得の金額と、オの長期譲渡所得の金額及びカの一時所得の金額の各 2 分の 1 に相当する金額との合計額である（所得税法 22 条 2 項）。

ア 不動産所得の金額 1 7 万 3 0 2 0 円

上記金額は、原告 P 9 確定申告における金額であり（甲 B リ 2）、被告が本件訴訟において主張する原告 P 9 の不動産所得の金額から、原告 P 9 の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額 1 7 4 万 9 4 2 3 円を控除した金額と一致するものである（本件手数料免除益を除けば、原告 P 9 の不動産所得が上記金額となることは、当事者間に争いが無い。）。

イ 配当所得の金額 1 1 9 5 万 2 0 0 0 円

上記金額は、原告 P 9 確定申告と原告 P 9 更正処分で一致するものであり（甲 B リ 2）、当事者間に争いが無い。

ウ 給与所得の金額 5 5 3 0 万 0 0 0 0 円

上記金額は、原告 P 9 確定申告と原告 P 9 更正処分で一致するものであり（甲 B リ 2）、当事者間に争いが無い。

エ 雑所得の金額 7 6 2 万 5 1 0 8 円

上記金額は、原告 P 9 確定申告における金額であり（甲 B リ 2）、被告が本件訴訟において主張する原告 P 9 の雑所得の金額から、原告 P 9 の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額 5 4 2 4 万 7 9 5 3 円を控除した金額と一致するものである（本件ローン債務免除益を除けば、原告 P 9 の雑所得が上記金額となることは、当事者間に争いが無い。）。

オ 長期譲渡所得の金額 1億0507万5747円

上記金額は、原告P9確定申告と原告P9更正処分で一致するもの（所得税法22条2項2号による2分の1相当額算定前のもの）であり（甲Bリ2，甲Bリ3），当事者間に争いが無い。

カ 一時所得の金額 5549万7376円

上記金額は、所得税法34条2項の規定に従って、次の(ア)の原告P9の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額と(イ)の原告P9の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額の合計額から、同条3項に規定する一時所得の特別控除額50万円を控除した金額（同法22条2項2号による2分の1相当額算定前のもの）である。

(ア) 原告P9の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額

5424万7953円

上記金額は、本件組合が本件融資銀行から本件ローン債務免除行為を受けたことによって生じた本件ローン債務免除益のうち、別紙3出資金等一覧表のとおり、原告P9の出資割合に応じた部分の金額であり、本文中の判断のとおり、原告P9の一時所得に該当する。

(イ) 原告P9の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額

174万9423円

上記金額は、本件組合が本件業務執行者から本件手数料免除行為を受けたことによって生じた本件手数料免除益のうち、別紙3出資金等一覧表のとおり、原告P9の出資割合に応じた部分の金額であり、本文中の判断のとおり、原告P9の一時所得に該当する。

(2) 上場株式等の譲渡所得等の金額 935万9621円

上記金額は、原告P9確定申告と原告P9更正処分で一致するものであり（甲Bリ2），当事者間に争いが無い。

(3) 所得控除の額の合計額 123万8880円

上記金額は、原告P9確定申告と原告P9更正処分で一致するものであり(甲Bリ2)、当事者間に争いがない。

(4) 課税される所得金額

ア 課税総所得金額 1億5409万7000円

上記金額は、上記(1)の総所得金額1億5533万6689円から上記(3)の所得控除の額の合計額123万8880円を控除した後の金額(国税通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

イ 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 935万9000円

上記金額は、上記(2)の上場株式等の譲渡所得等の金額935万9621円から国税通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(5) 申告納税額 3769万8900円

上記金額は、次のアの算出税額から、イの配当控除の額及びウの源泉徴収税額を差し引いた後の金額(国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

ア 算出税額 5949万7930円

上記金額は、次の(ア)の課税総所得金額に対する税額及び(イ)の上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額の合計額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 5884万2800円

上記金額は、前記(4)アの課税総所得金額1億5409万7000円に所得税法(平成25年法律第5号による改正前のもの)89条1項所定の税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額

65万5130円

上記金額は、前記(4)イの上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額93

5万9000円に租税特別措置法37条の11第1項所定の税率(7%)  
を乗じて算出した金額である。

イ 配当控除の額 59万7600円

上記金額は、前記(1)イの配当所得の金額1195万2000円に、所得  
税法92条1項所定の100分の5の割合を乗じて算出した金額である。

ウ 源泉徴収税額 2120万1340円

上記金額は、原告P9確定申告と原告P9更正処分で一致するものであ  
り(甲Bリ2)、当事者間に争いがない。

(6) 納付すべき税額 3689万7900円

上記金額は、前記(5)の申告納税額から、原告P9確定申告と原告P9更正  
処分で一致する予定納税額80万1000円(甲Bリ2)を差し引いた後の  
金額(国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後の  
もの)である。

## 10 原告P10

(1) 総所得金額 4億1755万9504円

上記金額は、次のアの不動産所得の金額、イの配当所得の金額、ウの給与  
所得の金額及びエの雑所得の金額と、オの長期譲渡所得の金額及びカの一時  
所得の金額の各2分の1に相当する金額との合計額である(所得税法22条  
2項)。

ア 不動産所得の金額 187万9066円

上記金額は、原告P10確定申告に係る確定申告書に記載された不動産  
所得の金額197万9066円から、租税特別措置法25条の2第1項1  
号に規定する青色申告特別控除額10万円を控除した後の金額であり(甲  
Bヌ2)、被告が本件訴訟において主張する原告P10の不動産所得の金  
額から、原告P10の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額374万  
8765円を控除した金額と一致するものである(本件手数料免除益を除

けば、原告P10の不動産所得が上記金額となることは、当事者間に争いがない。)

イ 配当所得の金額 8568万7875円

上記金額は、原告P10確定申告と原告P10更正処分で一致するものであり(甲Bヌ2)、当事者間に争いがない。

ウ 給与所得の金額 1億2113万5000円

上記金額は、原告P10確定申告と原告P10更正処分で一致するものであり(甲Bヌ2)、当事者間に争いがない。

エ 雑所得の金額 479万0575円

上記金額は、原告P10確定申告における金額であり(甲Bヌ2)、被告が本件訴訟において主張する原告P10の雑所得の金額から、原告P10の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額1億1624万5612円を控除した金額と一致するものである(本件ローン債務免除益を除けば、原告P10の雑所得が上記金額となることは、当事者間に争いがない。)

オ 長期譲渡所得の金額 2億8863万9599円

上記金額は、原告P10確定申告と原告P10更正処分で一致するもの(所得税法22条2項2号による2分の1相当額算定前のもの)であり(甲Bヌ2、甲Bヌ3)、当事者間に争いがない。

カ 一時所得の金額 1億1949万4377円

上記金額は、所得税法34条2項の規定に従って、次の(ア)の原告P10の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額と(イ)の原告P10の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額の合計額から、同条3項に規定する一時所得の特別控除額50万円を控除した金額(同法22条2項2号による2分の1相当額算定前のもの)である。

(ア) 原告P10の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額

1億1624万5612円

上記金額は、本件組合が本件融資銀行から本件ローン債務免除行為を受けたことによって生じた本件ローン債務免除益のうち、別紙3出資金等一覧表のとおり、原告P10の出資割合に応じた部分の金額であり、本文中の判断のとおり、原告P10の一時所得に該当する。

(イ) 原告P10の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額

374万8765円

上記金額は、本件組合が本件業務執行者から本件手数料免除行為を受けたことによって生じた本件手数料免除益のうち、別紙3出資金等一覧表のとおり、原告P10の出資割合に応じた部分の金額であり、本文中の判断のとおり、原告P10の一時所得に該当する。

(2) 上場株式等の譲渡所得等の金額

222万4287円

上記金額は、原告P10が株式等の取引を行っていたP22証券株式会社本店が発行した原告P10に係る平成19年分の年間取引報告書の記載に基づき、譲渡の対価の額5397万5000円から取得費及び譲渡に要した費用の額等5175万0713円を控除した金額であり（甲Bヌ2）、当事者間に争いが無い。

(3) 所得控除の額の合計額

303万6166円

上記金額は、原告P10確定申告と原告P10更正処分で一致するものであり（甲Bヌ2）、当事者間に争いが無い。

(4) 課税される所得金額

ア 課税総所得金額

4億1452万3000円

上記金額は、上記(1)の総所得金額4億1755万9504円から上記(3)の所得控除の額の合計額303万6166円を控除した後の金額（国税通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

イ 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 158万0000円

上記金額は、上記(2)の上場株式等の譲渡所得等の金額222万4287円から原告P10が確定申告書に記載した前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額64万3724円を控除した後の金額（国税通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(5) 申告納税額 9703万1000円

上記金額は、次のアの算出税額から、イの配当控除の額及びウの源泉徴収税額を差し引いた後の金額（国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

ア 算出税額 1億6312万3800円

上記金額は、次の(ア)の課税総所得金額に対する税額及び(イ)の上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額の合計額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 1億6301万3200円

上記金額は、前記(4)アの課税総所得金額4億1452万3000円に所得税法（平成25年法律第5号による改正前のもの）89条1項所定の税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額

11万0600円

上記金額は、前記(4)イの上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額158万円に租税特別措置法37条の11第1項所定の税率（7%）を乗じて算出した金額である。

イ 配当控除の額 428万4393円

上記金額は、上記(1)イの配当所得の金額8568万7875円に、所得税法92条1項所定の100分の5の割合を乗じて算出した金額である。

ウ 源泉徴収税額 6180万8376円

上記金額は、次の(ア)の上場株式等の譲渡所得等に係る源泉徴収税額及び(イ)の(ア)以外の源泉徴収税額の各金額の合計額である。

(ア) 上場株式等の譲渡所得等に係る源泉徴収税額 15万5697円

上記金額は、原告P10が株式等の取引を行っていたP22証券株式会社本店が発行した原告P10に係る平成19年分の年間取引報告書に源泉徴収税額として記載された金額であり(甲B又2)、当事者間に争いがない。

(イ) (ア)以外の源泉徴収税額 6165万2679円

上記金額は、原告P10の保有するP23株式会社株式から生じる平成19年分の配当所得に係る源泉徴収税額1713万7575円及び原告P10が同社から得た平成19年分の給与所得に係る源泉徴収税額4451万5104円の合計額であり(甲B又2)、当事者間に争いがない。

(6) 納付すべき税額 8880万6200円

上記金額は、前記(5)の申告納税額から、原告P10確定申告と原告P10更正処分で一致する予定納税額822万4800円(甲B又2)を差し引いた後の金額(国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

以上